

第9回RD最終処分場問題対策委員会 議事録

平成19年12月1日

於：滋賀県庁 新館7階 大会議室

1. 開会	司会	<p>定刻を少し回りましたが、ただいまから第9回RD最終処分場問題対策委員会を開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
	岡村委員長	<p>休日のところ、また朝早くからご参集くださいまして、ありがとうございます。それでは、ただいまから第9回RD最終処分場問題対策委員会を開催します。議事に入ります前に、まず会議の成立および配付資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。</p>
	司会	<p>本日出席していただいております委員の方々を確認しましたところ、12名の方が出席していただいております。RD最終処分場問題対策委員会設置要綱第5条第2項に定めます当委員会の成立要件を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>それと、横山先生が30分ほど遅れて来るというご連絡をいただいております。それから清水先生も、ご連絡はないですが、当初出席するというので、遅れて来られる可能性がありますので、追加でご報告いたします。</p> <p>それでは、今日の資料ですけれども、既にご案内させていただいておりますように、前回の資料を持ってきていただきますようお願いしておりましたので、もし今日お持ちでない方がおられましたら、言っていただければご用意させていただきます。今日事務局の方で用意させていただいている資料につきましては、右肩に資料1ということで支障除去の達成目標と支障除去の工法比較、それと参考資料としまして第9回対策委員会参考資料集、それから委員提供資料としまして委員提供資料、委員提供資料 という2つがございます。そのほか、第7回RD最終処分場問題対策委員会の概要と議事録を入れております。それと、今後の日程について確認させていただきたいと思いますので、連絡表を入れております。</p> <p>以上でございます。もし抜けているようでしたら、申しわけございませんけれども、事務局の方に伝えていただきたいと思います。</p>
	岡村委員長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、これより対策委員会の議事に移らせていただきたいと思います。</p> <p>私は、今日はひょっとして夕方まであるのかなと思いましたが、事務局からお伺いしたら、12時以降ご都合の悪い方があって、特に13時以降は定足数が揃わないようであります。ただ、13時ごろまでは定足数を満たせるようでございますので、できれば本日は13時を目途に進めたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の委員会は、前回の委員会からの継続審議となっております。前回の委員会では、本日の議題(1)の生活環境保全上の支障の整理と議題(2)の生活環境の保全上達成すべき目標については事務局からの資料説明が終わっております。これに対して、(3)の支障除去対策工法(案)の検討につきましては、前回時間がありませんでしたので、私が棚上げにさせていただきました。したがって、まだこれについては事務局および提案者の説明がなされておられません。支障の整</p>

2. 議題
(1) 支障除去
対策工法
(案)の検
討につい
て

谷本主査

理や達成すべき目標並びに対策工法は一連の議題でありますところから、本日は議題(3)の支障除去対策工法(案)の検討についてから審議を始めたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきますして、議題(3)の支障除去対策工法(案)の検討について事務局および提案者から説明をお願いいたします。

事務局の方から説明させていただきます。前回の第8回対策委員会の資料4をお願いします。

まず、1ページをお願いします。支障除去の対応策までの検討の流れでございます。検討の流れは、支障の整理を行い、支障除去での達成すべき目標を設定し、除去の基本方針を定めて、対応策の検討を行い、最終的に効果的で合理的な対応策を決定していただくものと考えております。現在中止しております掘削調査につきましては、その結果を評価し、それぞれのセクションに追加していくことになると考えております。

1ページの右に、まだ確定しておりませんが、現在まで整理いたしました各支障と達成すべき目標の設定についてということでもとめさせていただいたものがございます。まず 法面の崩壊による支障のおそれにつきましては、目標といたしまして急勾配法面を安定化させる。 廃棄物の飛散・流出による支障のおそれにつきましては、廃棄物の露出がないようにする。 地下水汚染の拡散による支障のおそれにつきましては、浸透水の帯水層への浸透抑制および地下水汚染の拡大を防止し、周縁地下水の水質を環境基準値以下にする。 有害ガスの発生による支障のおそれにつきましては、処分場の敷地境界においてガス濃度が悪臭防止法に定める基準値以下となるようにする。 焼却灰等の飛散による支障のおそれにつきましては、炉内の焼却灰等の飛散がないように適切な処理を講じるというふうにしております。

下が支障除去の基本方針でございます。対応策は大きく3つありまして、1つ目は支障の素因となる廃棄物を除去する方法、2つ目は支障が周辺に拡散しないようにする対応策、3つ目は支障が時間経過とともに削減していく対応策でございます。

次のページをお願いします。RD最終処分場での対応策の考え方でございます。素因そのものを除去する対策といたしまして、廃棄物の掘削除去がでございます。周辺に拡散しないようにする対策としまして、原位置での浄化処理がでございます。また、支障の時間経過に伴う削減対策といたしまして、廃棄物の安定化を促進させる対応策があります。

資料に沿いまして、廃棄物の安定化について説明させていただきます。廃棄物の安定化とは、一般に埋め立てられた廃棄物が微生物分解による生物的作用や溶解、沈殿などの物理的・化学的作用により安定化していくことをいいます。法令上の最終処分場の安定化の定義といたしましては、廃棄物処理法で、浸透水の汚染物質含有濃度が低下し、ガス、悪臭、熱、害虫などの発生が無視できる状態になった結果、処分場外の環境に影響ないと判断される状態と定義されております。RD処分場での廃棄物の安定化促進対策といたしましては、法令上の廃止基準を

かんがみた考え方をとることが適切であると考えております。下の表 1.4-1 につきましては、安定型最終処分場の廃止基準を記載したものでございます。

次に、R D処分場での安定化促進の考え方でございます。右の方でございます。処分場の現状といたしまして、廃棄物では、浸透水の維持管理基準を超える有害物質を含んでいる可能性があること、浸透水では、ヒ素などが維持管理基準を超過していること、ガスでは、廃棄物中の温度が依然として高く、有害なガスが生成されている可能性があること。このような状態に対しまして、安定化促進といたしまして、廃棄物では、有害物を好気性環境にし、微生物分解を促進させることや、雨水により廃棄物を洗浄することによる安定化が考えられます。ガスでは、準好気性環境にし、有害ガスの生成を抑制することが考えられます。浸透水では、浸透水をくみ上げ処理する方法や、シートなどで覆い浸透水自体が生じないようにする方法が考えられます。

3 ページをお願いします。下の図は、支障の発生を、埋め立てられた廃棄物を素因といたしまして、雨水の廃棄物への浸透や強風などを支障発生誘因要素として整理したものでございます。支障除去の方法は、産業廃棄物の種類、性状、地域の状況および地理的条件に応じ、支障除去に係る効率、期間、費用面などから最も合理的に支障が除去できる方法を選定し実施することが重要であると考えられます。支障除去には、支障の素因となる廃棄物そのものを除去する対策方法、つまり掘削除去になるわけですが、原位置で浄化する方法が考えられます。

4 ページをお願いします。4 ページの下の図は、支障の素因となる廃棄物そのものを除去する方法の一般的なフローを示したものでございます。

4 ページの右に、掘削除去の場合の周辺環境への影響を整理しております。まず、工事期間中に地下水汚染がさらに拡大する可能性があること、雨水の浸透により浸透水の水質が悪化するおそれがあること、掘削するわけですから廃棄物の飛散・流出が考えられるということがございます。これに対しまして、対策工といたしましては、まず地下水汚染については遮水壁を設ける。浸透水の水質悪化につきましては、揚水して水処理をかける。廃棄物の飛散・流出につきましては、廃棄物上面をシートで覆ったり、大型テントの設置などの対策が考えられます。

その下の課題につきましては、まず撤去の場合には処分先の確保が前提となります。あと、R Dの場合は既存建築物がございますので、それに対する対応が必要となってくると考えられます。それと、推計した廃棄物量が714,000m³ありますので、対策費用がかかり、工事期間が長期になると考えられます。また、この工事期間中には振動や悪臭などが発生することも考えられます。この工期の試算につきましては、分別機を2セット用意して分別作業を行うというふうに考えておりました、この場合ですと、工事車両の往来が困難になり、処分場外に分別ヤードを設けなければならないというような新たな問題が発生すると考えられます。また、廃棄物が周辺地盤より低いところがございますので、遮水壁に土留め機能を持たせる必要があるのではないかと考えております。

5 ページをお願いします。5 ページは、掘削方法について整理したものでございます。掘削方法ですけれども、掘削方法は2案考えられます。1つは、3氏の

梶山委員

谷本主査

委員の方から提案していただいた掘削・埋め戻し並行施工方法、もう1つは、第6回専門部会で提示いたしました多段式露天掘り方法があるのではないかと考えております。

まず、掘削・埋め戻し並行施工方法につきましては、委員提案でございますので、できましたら梶山委員の方からご説明をお願いしたいと思っております。

私がやるのはいいのですが、先にそちらの方の全量撤去案を説明していただいで。

でしたら、5ページ、6ページ、7ページにつきましては、掘削・埋め戻し並行施工方法でございますので、説明は省略させていただきまして、8ページをお願いします。

8ページは、事務局の方で考えました多段式露天掘り方法の場合の概要図と対策費用をまとめたものでございます。以前提出させていただいている金額と変わっておりますのは、廃棄物量を当初400,000m³と考えておりましたけれども、現在推計した714,000 m³で対策費用を試算したものでございまして、当初240億円であったものが今回はざっと400億円かかるというようになりました。

9ページをお願いします。これは、全量撤去をする場合の一般的な工程、作業フローを示したものでございます。まず、遮水壁を周辺に設け、次に廃棄物表面をシートで覆い、排水路を設け雨水処理をします。次に、浸透水の水処理施設を設け、廃棄物の撤去を開始します。全量撤去後は、汚染されていない土で埋め戻すということになります。

10ページをお願いします。これは、特に廃棄物を掘削除去する場合の手順を示したものでございます。まず、処分場を幾つかのブロックに分け、掘削するブロック以外をシートで覆います。掘削するブロックを、重機で掘削できる最大深さ5mまで掘削します。掘削が完了すると、廃棄物をシートで覆い、排水路を設けて、その横にあるブロックを掘削していきます。同じ手順を繰り返して、5mずつ廃棄物の山を落としていくということで、全量を撤去していきます。

11ページをお願いします。ここからは、原位置での浄化方法の資料でございます。廃棄物除去工法の選定に当たりましては、周辺への影響や緊急性の高い支障への対応を対策の軸と位置づけ、次に、他の支障に対する有効な工法を選定、併用することで対策工をつくり上げました。支障の状況から、ここでの対策の軸は地下水汚染の対策であると考えられます。地下水汚染の対策といたしましては、汚染地下水の拡散を防止することが有効でありますので、ここでは鉛直遮水壁およびバリア井戸を考えました。

12、13ページに、鉛直遮水壁およびバリア井戸を対策の軸に、他の支障に対する工法を選定した考え方を整理しております。

12ページをお願いします。こちらは、鉛直遮水壁を対策の軸といたしまして、その他の支障、例えば廃棄物の飛散やガスの対策についてまとめたものでございます。焼却炉の焼却灰につきましては、単独の支障でありますので、ここでは支障として掲げさせていただいておりません。

まず、鉛直遮水壁のA案につきましては、基本としまして鉛直遮水壁を地中に

築造し、汚染地下水の拡散を防止する。次に、廃棄物の飛散・流出対策といたしまして、土質系の覆土を行います。土質系の覆土であるため、雨水は廃棄物に浸透し、廃棄物中に含まれる有害物質が浸透水に溶出します。雨水の浸透で廃棄物を洗淨することになります。浸透水は、揚水井戸でくみ上げ、浄化を行い、適切に水処理を行った後に放流いたします。浸透水のくみ上げ水位を、鉛直遮水壁の外にある周辺の地下水の水位よりも低くすることで、汚染地下水の拡散がより一層防止できるのではないかと考えております。廃棄物層内に空気孔を設け、浸透水のくみ上げによる水位の変動で自然換気を促進させ、廃棄物層内を準好気性環境にしまして、微生物による有機物の分解を促進させます。準好気性環境になりますと、硫化水素の生成が抑制されます。処分場周辺の汚染地下水は、移流拡散により自然浄化されていくと考えております。自然浄化されない場合には、新たにくみ上げ井戸を設けまして、その水も処理していくことで対応が可能であると考えております。

次に、B案についてです。B案につきましては、廃棄物対策をA案の方では土質系で行ってございましたけれども、こちらはシート系で行うということでフローを考えました。遮水壁を築造することは一緒でございます、以下につきまして、シートを用いるために雨水の浸透は遮断されます。雨水の浸透がないため、廃棄物の洗淨効果は期待できません。シートで覆うため、有害ガスの自然放散はできず、廃棄物層内に滞留するものと考えられます。有害ガスの滞留および廃棄物の安定化が遅延するため、有害ガスを強制引き抜きし、集ガスおよびガス処理施設を設けて、滞留ガスを減圧・処理して排出します。こういう一連の作業を行うことで、廃棄物は安定化に向かうと考えております。 につきましては、先ほどのと同じことでございます。

この2つの案を比較いたしまして、廃棄物の安定という観点から、A案の方が合理的であるというように今現在のところ考えております。

13 ページをお願いします。こちらの方は、バリア井戸で、同じように覆土をシート系および土質系で考えたフローでございます。内容につきましては、先ほどの遮水壁と同じようなことでございますので省略をさせていただきます、バリア井戸の結論といたしましては、バリア井戸の場合、遮水壁のように地下水を完全にとめるわけではございませんので、まず処理水の低減ということが第一ということで、C案、バリア井戸を設け、覆土についてはシート系のものを使い、集ガス処理施設を設けて水処理施設も設けるとというのが最適であるというように判断しております。

15 ページをお願いします。15 ページにつきましては、今検討いたしました2つの案の概要を整理させていただいたものでございます。内容につきましては同じでございますので、説明は省略させていただきます。

16 ページをお願いします。廃棄物の安定化促進の考え方を示したものでございまして、内容につきましては、12 ページ、13 ページの工法説明で説明した内容と同じことを申しておりますので、詳細な説明は省略させていただきます。

17 ページをお願いします。17 ページから 24 ページまでにつきましては、遮水

壁についての課題等について整理したものでございます。

17 ページの右側に、遮水壁を施工する場合の課題を整理しています。まず、
といたしまして、遮水壁設置時の周辺環境への影響ということが課題として考え
られます。具体的には、遮水壁施工時の騒音、振動と、遮水壁の種類によっては
大量の汚泥が生じる可能性があること、また遮水壁を築造する重機は大型のもの
で、施工ヤードの確保のために隣接地の借用等が必要になるかもしれません。対
応といたしましては、低騒音・低振動型の重機を使うことや排泥の少ない工法を
採用すること、また敷地内での施工を基本とした施工計画を検討する必要がある
と考えております。

遮水壁の工法選定でございます。今現在考えております遮水壁につきましては
は、30～40mの壁が必要であると考えております。23 ページをお願いしたいので
すけれども、23 ページには遮水壁の一般的な工法を記載したものを載せさせてい
ただいております。この表の一番下のところに施工深度というのがございまして、
この施工深度をもとにして、まず 30～40m施工できる工法を考えますと、鋼矢板
工法、RC壁工法、ソイルセメント工法が適用可能ではないかというように今現
在判断をしております。

18 ページに戻っていただきたいと思います。今選んだ3つの遮水壁の耐久性
について整理したものでございます。まず、鋼矢板につきましては各種資料によ
り耐久性は30年程度、RC壁につきましては50年程度、ソイルセメント壁につ
きましても50年程度の耐久性があるというように判断しております。

次に、遮水壁の根入れの検討でございます。遮水壁は、難透水層に2.5m以上
根入れされていれば条件を満足するというように考えております。

19 ページをお願いします。RD処分場周辺でどの粘土層が難透水層と判断
できるかということでございます。難透水層の条件は、層厚が5m以上、透水係
数が 10^{-5} cm/sec以下の地層と廃棄物処理法で定義されております。追加調査の
結果から、この条件を満足する地層はKt層およびKc0層と考えております。

次に、20 ページをお願いします。遮水壁の平面配置の検討でございます。遮水
壁の平面配置は、4つのケースを考えております。それぞれのケースにつきまし
て、処分場周辺の地下水の流れを準三次元浸透流解析で解析し、以下の3つの点
について照査をしております。まず、全体照査といたしまして、地下水コンター
の連続性を評価します。連続している場合には、遮水効果がないと判断されます。
細部照査といたしまして、流向ベクトルを照査します。遮水壁端部付近の流向ベ
クトルの方向で壁外部へ回り込みがある場合は、遮水効果がないと判断されます。
それと、追加調査により、Ks2帯水層が廃棄物層と直接接しているところを確認し
ておりますので、遮水壁を設置した場合の水位上昇により地下水が廃棄物層に逆
流することが考えられますので、こういうことについても検討しております。

まず、ケース1でございます。ケース1は、処分場の北端、経堂池の上流部分
に遮水壁を設けた場合の検討です。地下水コンターの図を、施工後という形で、
ページの右側の上につけさせていただいております。遮水壁の一部では地下水コ
ンターが不連続で、遮水効果が見られますけれども、処分場の南西側ではコンタ

ーが不連続になっておりません。地下水はそのまま外へ出ていくというような現象が見てとれます。この配置では完全に地下水拡散を防止することはできません。

21 ページをお願いします。ケース2です。こちらは、遮水壁を処分場の北側と西側に設置したものでございます。この場合、処分場の東側のコンターは連続しておりまして、場外へ地下水が流れている現象が見てとれます。また、処分場西側の上流端では、遮水壁の端部で地下水の回り込み現象が見られます。地下水が処分場外へ出ていくというような現象が見てとれます。この配置につきましても、地下水汚染の拡散は防止できないと考えております。

次に、21 ページの右側ですけれども、ケース3でございます。ケース3につきましては、ケース2に加えまして、東側に遮水壁を設けた場合の検討でございます。こちらにつきましては、地下水コンターは不連続となり、地下水全体の大きな流れをとめられるというような結果になっております。ただし、遮水壁端部で、わずかではありますけれども、地下水の回り込みが発生し、地下水は場内から場外へ流出するような結果となっております。また、地下水が処分場内の廃棄物層へ逆流する現象があらわれており、地下水汚染の拡散は防止できないと考えております。

22 ページをお願いします。ケース4でございます。こちらにつきましては、処分場全体を遮水壁で囲うというものでございます。こちらは、コンターも不連続となっており、端部の回り込み現象等も見受けられませんので、ケース4のように全周に遮水壁を設けた場合のみ地下水の拡散は防止できるというような結果となっております。

22 ページの右側の でございます。地下水流動阻害についての検討でございます。遮水壁を処分場周辺に設置した場合の周辺地下水の影響をシミュレーションしたものでございます。遮水壁を設置した下流側では、遮水壁の端部から 70m のところで 50cm の地下水位の低下が確認されております。また、上流側では、遮水壁より 50m のところで 50cm の水位上昇が予測されます。しかしながら、変動は概ね 1 m 以内と、現在の地下水の観測結果の年間の変動幅程度であることから、余り影響はないと判断しております。

周辺地下水の浄化効果です。遮水壁を打った外側にある井戸につきまして、地下水の移流拡散により浄化されると考えておりますが、浄化されない場合には、井戸を設置してくみ上げる対策が必要ということで、課題を挙げさせていただいております。これにつきましては、今後、移流拡散シミュレーションによりまして、地下水の移流拡散の効果による濃度低下というものについて検討していきたいと考えております。

23 ページをお願いします。23 ページは、先ほど説明させていただいた遮水壁の工法一覧表でございます。説明は省略させていただきます。

24 ページをお願いします。24 ページは、鉛直遮水壁を設置した場合の概要図と対策費用を示したものです。前回の対策費用と金額的に若干変わっております。変わった理由といたしましては、まず土質系の覆土をするということで積算させていただいております。前回はシート系で覆うという仮定のもとで積算しており

ましたので、額が若干少なくなっております。また、前回の場合ですと、ガス処理施設を設けるといふ仮定のもとで考えておりましたが、今回は自然換気ということで、ガス処理施設は必要ないということから、この辺でも費用が若干減っております。また、ランニングコストにつきましても、ガス処理施設を設けないということで若干安くなっております。

25 ページをお願いします。25 ページおよび 26 ページにつきましては、先ほど遮水壁で行った検討と同じことをバリア井戸で検討しております。

バリア井戸の課題について整理したものを 25 ページの左の下から掲げさせていただいております。まず、バリア井戸の確実性でございます。詳細設計時に帯水層の確認が必要であること、あともう 1 つ、豪雨などの場合には計画揚水量を超える可能性があることから、水位の変動を考慮した設計が必要であると考えております。次に、維持管理に関することでございます。水処理施設の維持管理が長期間になり、ランニングコストが多額になるということが考えられます。また、施設の能力低下や思わぬ原因での施設の停止等が考えられますので、リスクが常にあり、他の 2 案に比べて効果の確実性が低いと考えられます。次に、効果の確認でございます。効果の確認のため、工事期間中および稼働中のモニタリングが必要であり、その期間も長く、また効果が見られない場合には新たなバリア井戸を設置する等の検討が必要になってくるというように整理させていただいております。

次に、26 ページをお願いします。バリア井戸を設けた場合の地下水位の低下予測でございます。処分場の北側および西側でバリア井戸を設けて揚水し、地下水の拡散を防止するというように今現在考えております。シミュレーションをした結果、図 2.2-10 の解析結果のように、1 日当たり 20m³ の揚水を行えば、着色したエリアで水位が低下し、バリア井戸の地下水抑制効果があるということがシミュレーションにより確認されております。

27 ページをお願いします。こちらは、バリア井戸の概要と対策費を示したものでございます。こちらにつきましては、若干の仕様の変更がございましたけれども、金額につきましては大きな変更は特にございません。

次に、28 ページでございます。28 ページは、今事務局の方で考えております掘削処理全量撤去の A 案および原位置での浄化、B 案につきましては遮水壁を設ける場合、C 案につきましてはバリア井戸を設ける場合ということで、一覧表にさせていただきます。

29 ページをお願いします。29 ページは、これも以前にお示ししている支障除去方法を選定する上での考慮すべき事項ということで、から について検討する必要があるというものを掲げさせていただいております。まず安全性、次に周辺環境への影響、あと適切な実施時間、経済性、リスクコミュニケーション、モニタリング等を考慮の上、対策工を検討していくというように考えております。

以上でございます。

岡村委員長
梶山委員

ありがとうございます。では、梶山委員の方から。

梶山です。委員三者提案のことについて概略をご説明させていただきます。

今の資料4の5ページでございますが、基本的には全量撤去です。全量撤去案として県の方から出ているのがありますが、県の方の多段露天掘りというのは、まず全体を6ブロックに分けて5mずつ掘っていくと。さらに、またそれを5mずつ掘っていくって、全体を所定の深度まで掘り下げるという考え方ですが、それと違うところは、全量撤去という点では同じですが、掘削と埋め戻し作業を並行してやるということが一つの特徴になります。

簡単に5ページのところからお話いたしますと、処分場内を6分割にする。6分割が適切かどうかというのは、もっと細かい分割もあり得るのかなということも考えられますけれども、とりあえず6分割ということで想定して考えておりました。掘削作業と埋め戻し作業を並行して行う。仮置き土量を少なくして、分別した土砂は埋め戻し土として再利用する。ですから、分別ヤードと仮置き、仮置きは最初だけなので、後には仮置き場は要らないのですけれども、最初の段階だけ仮置きが必要になる。テントの大きさがかなり大きくなる。テントは2カ所に設置するという前提でありまして、1つは当然のことですが掘削作業の現場と、それから分別作業の現場、この2カ所に大型テントを設置して廃棄物の飛散を防止するということになります。

5ページの修正の部分については後にいたしまして、7ページを見ていただきたいと思います。7ページで模式的に書いてございますが、掘削ヤードがあって、まずブロックの掘削を実施します。ブロックの掘削を実施して、分別をいたします。分別した場合、今までの廃棄物分析から、50%は埋め戻しができない、50%は埋め戻し可能な土砂だという想定でありまして、その場合、50%の埋め戻しできないものは場外に搬出する。簡単に言うと、管理型処分場へ搬出していくということになります。

残りの50%をとりあえず仮置きするわけですが、前提といたしまして、周辺全体に遮水壁を設置する。それから、上部につきましては、後でまたご説明いたしますが、全体を遮水シートで覆う。当初案では、これはアスファルトで覆うとしていました。アスファルトで覆うとしていたのは、上を重機が走り回るために、遮水シートでは到底もたないだろうという想定だったわけですが、遮水シートを敷いて、重機が走り回る部分については鉄板を敷いて、その部分を補うという考え方です。だから、基本的に掘削部分以外は遮水シートを敷いて、必要な部分については鉄板を敷いて、中への浸透水をできるだけ少なくする。そういう意味で言うと、もっとブロックを小さくした方がいいのかもしれませんが、そういう前提で考えております。

まず、多段露天掘りですと全体を5mずつ掘っていくわけですが、この場合はブロックを所定の深度まで最初に全部掘ってしまいます。ブロックを全部掘ってしまって、50%を仮置き、50%を場外搬出と。次のブロックに移るときに、その仮置きした50%の土砂をブロックに埋め戻しを行います。埋め戻しを行いまして、次のブロックでまた50%の土量が出るわけですが、それは今度、仮置きしないで、最初のブロックのところで50%の容量があいておりますから、そこに埋め戻しをする。ですから後は仮置き場が要らないということで、これを順次繰

り返しながら、最終的に から ブロックまで施工して完成するという順序です。

それで、5ページに戻っていただきまして、これをまとめるに当たっては、県の方にもいろいろご助言いただいたりした部分があるのですが、5ページのところに委員三者からの意見（平成19年11月7日）とありますが、8月17日に実は私ども提案資料というのを出してございます。これは、当初ブロックを垂直の土留め工で分けると考えていたんですが、土木工事として大変難しい、ほとんど不可能に近いのではないかと。これは、深さが浅ければいいのですが、20m、30mということ想定すると無理ではないかということでありまして、これを各ブロック毎に露天掘りをするという形に改めました。

それから、5ページの右の のところですけども、雨水浸透を防ぐ方法として、アスファルト舗装にかえて遮水シート敷設とする。これは、先ほど申し上げましたが、重機のことを考えたのと、それから鉄板を移動すればブロックごとに鉄板がもう一度使えるだろうと。最終的には全層になると思いますけれども、そういうことで、重機がその上を走行することから、必要に応じて鉄板を敷き詰める。

それから、大型テントが最初は1カ所という想定だったわけですが、当初は選別作業ヤードだけということが考えられたわけですが、やはり掘削作業ヤードにも当然必要だろうということになります。

仮置き場としましては、全量掘削ではありますが、基本的には仮置き場は要らなくなる。最初の段階だけ仮置き場が要るということになります。ただ、分別した後、埋め戻す場合に、場合によってなんですけれども、その埋め戻し前に洗浄その他が必要になるということも考えられますので、洗浄と、それから洗浄水の水処理が必要になるかもしれない。これは、この段階ではまだそこまで考えておりません。それが必要になる場合には、その費用もこれにかかってくるということになります。

それから、この意見のところのCは今お話ししましたが、Cの です。Bに検討課題を書いて、Cに提案というのを書いたわけですが、当初の仮置きについては、遮水シート上に鉄板を敷いて、その部分に掘削ごみまたは分別後のごみを置いて、ブルーシートで養生する方法で、仮置き場として確保できるのではないかと。これは、長期にわたる場合には当然問題が出てくるわけですが、そういう問題が1つございます。

それからもう1つ、Dのところに書きましたのは、どの工法をやる場合にも当然共通の課題だと思うのですが、先日、北尾団地の方から掘削調査中止の申し入れがあった。これは皆さんよくご存じだと思いますが、当然これは早急に検討しなければいけない大きな課題だと思っております、周辺住民の方のヒアリングあるいは意向調査、あるいは工事協定の締結というのは、すぐにも検討しなければならない課題であろうということでございます。

6ページに、ブロック周囲の地盤面、要するに掘削と埋め戻しを同時に行うということで、右側の方に絵が描いてございます。この絵は、我々が描いたのではなくて、描いてもらったものですけども、こういう形でやっていくというのを

模式的に描いたものです。その下にコストが書いてありますが、工事工程 13 年、分別処理機 1 セットの場合、イニシャルコストが 235 億 5,600 万円、ランニングコストが 3,127 万円です。ランニングコストは、さらにその何年か先までかかる可能性があります。一応 15 年ということで、あとガス対策とか浸透水対策、それから遮水壁から漏れてくる地下水対策は、県の方が A 案で考えているものと基本的に同じであります。とりあえず以上です。

岡村委員長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの案についてこの後ご意見、ご質問をお伺いするものですけれども、その前に、前回の委員会で、私の方から一人一人の皆さんのご意見をいただくということを提案いたしまして、了解をいただきました。このことに関しまして、事務局が資料を作成しておりますので、今後の審議に関連しますので、事務局の方からあわせて説明をお願いいたします。

上田室長

資料 1 をごらんいただきたいと思います。今日の資料 1、支障除去の達成目標と支障除去の工法比較という資料でございます。

この資料の 2 ページをまずごらんいただきたいのですが、これは、今まで事務局として説明させていただきました現状、生活環境保全上の支障またはそのおそれ、達成すべき目標を上欄に掲げさせていただきます。その下に各委員さんのご意見を記入していただく欄をつくったものでございます。以下、廃棄物、それから次のページには浸透水、地下水、そして 4 ページにはガス、焼却炉という形で整理をさせていただいて、これからの各委員さんのご意見をいただく資料にさせていただきます。5 ページには、経堂池の底質・水質についてもその欄を設けております。

6 ページは、そういうご意見を踏まえた上で、支障除去のための工法へのご意見をいただくということで、空白でございますけれども、書かせていただいております。

そして 8 ページに、今説明をいただきました A 案、委員三者案、それから B 案、C 案ということで、遮水壁のもの、バリア井戸のものを整理させていただきます。

10 ページ以降は、その内容、今説明させていただいたものでございますけれども、要点を整理したものでございます。

8 ページをもう一度ごらんいただきたいのですが、8 ページの資料の中に、対策概要、標準断面図、対策説明、その下に課題を書かせていただいております。これは、事務局で現時点での整理をさせていただいた課題でございます。こういう課題を踏まえた上で、もっと多くの課題があるかもしれませんので、この課題も見ていただきながらご意見を取りまとめていただきたいと思います。ということで、この資料を用意させていただきました。以上でございます。

岡村委員長

ありがとうございます。

本日は、全員の皆さんからご意見を伺うということは困難だと思いますので、まずは今の議題（3）の支障除去対策工法（案）についてご意見、ご質問いただき、引き続き議題（1）から議題（3）に関する全体的なご意見をいただきたい

と考えています。また、委員全員のご意見につきましては、本日の審議を踏まえて、次回の委員会までに各委員のご意見を事務局に提出していただいた上で、その意見をまとめた資料をもとにまた議論をしていきたいと考えておりますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの議題（３）の支障除去対策工法（案）についてご意見、ご質問をお願いいたします。

島田委員

まず、１つ質問があります。廃棄物の全量撤去案が２案ありますけれども、いずれについても、全量撤去して、もちろん埋め戻されない廃棄物の処分先あるいは処理施設が確保されないといけないわけですが、この処分先が仮に見つかったとして、そのときに発生する費用というのはどのぐらい見積もらないといけないのか、この点について、もし何か概算があれば教えていただきたいと思えます。

上田室長

現在、約４００億円ないし２５０億円の廃棄物の処理費用は、大阪湾のフェニックスへ持ち込めるという額で算定をしております。それが実際どうなるかというのはわかりませんが、額的な面はそういう試算をいたしております。

島田委員

廃棄物の処理・処分費用は含まれているということですか。

上田室長

はい。

梶山委員

主として質問ですが、１つは焼却炉ですけれども、現地を拝見した限りでは、グラスウールだかアスベストだか、県の方ではグラスウールだと認定されているようですが、要するに鉱物性の繊維状のものが相当周りに露出し、かつ飛散する状況になっていますよね。グラスウールについては、安全だという説とそうでないという説があって、かつグラスウールにも多様な種類があって、一概に論じられない。簡単に言えば、繊維の太さと長さの比でもって、ある意味では有害性を分けるというような見解が今主流のようですけれども、その辺は現在露出して飛散する状況が常にあるわけで、それについてどうお考えなのかということがまず第１点です。

それから、続けてお尋ねしたいのですが、バリア井戸とか鋼矢板、鋼矢板自身は、私は鋼矢板の現場を幾つも見ていますが、あれは確実に相当漏れるというように私自身は考えています。それと、どちらにしても、遮水壁、バリア井戸、鋼矢板というものについて確実性という問題が１つあるのですが、もう１つ私自身が大きい要素だと思っているのは時系列的な変化です。例えば、当初はこれだけの性能があったのだけれども、時間が経つと遮水壁については確実に劣化していくだろうと。鋼矢板は腐食の問題がありますが、腐食以前に、まず漏水部分が拡大していく。こういう時系列的なもの、５年、１０年、２０年、３０年という長期で見なければいけないわけですが、それについて何かデータなり資料なりをお持ちなのかどうかということです。

それから、地下水について、いろんな細かい想定をされているのは大変感服したのですが、この移流拡散シミュレーションというのは、一種のシミュレーションモデルみたいなものがあるのですか。それも含めて教えていただきたいと思えます。以上です。

上田室長

まず、１点目の焼却炉の断熱材として使われているグラスウールでございます

	<p>が、前回もお答えをしたのですけれども、メーカーにまず確認したことと、それから分析をした上でアスベストではないということで、そういうアスベストのような対応をする必要はないということ判断しているものでございます。</p> <p>もう一つ、アスベストと同様に見るべきではないかということについては、今の中では私ちょっとお答えができないのですが。</p>
早川委員	<p>今の件に関しまして、私の方で電子顕微鏡の写真を県の方に大分前に送って、見てくれというようお願いしているはずですが、その後の結果をちゃんと踏まえて言っていただきたいと思います。</p>
卯田副主席	<p>アスベストにつきましては、今回分析結果等については資料にはつけさせていただいておりませんが、アスベストは白石綿、茶石綿、青石綿等々がございますけれども、それらについて、石綿の含有分析、定性で分散染色分析およびX線回析で見えております。それらによりまして、アスベスト、石綿については確認されていないということ報告させていただきます。</p> <p>また、早川委員の方からご提供いただいておりますのは、あくまでも光学顕微鏡の写真でございます。電子顕微鏡の写真ではなく、またX線回析像もついておりませんので、グラスウールとそれ以外のものということは光学顕微鏡の写真で判定できますけれども、それ以外のことについては私の方ではわからないという状況でございます。</p>
早川委員 山仲部長	<p>わからないので放置してあるということですね。</p> <p>今申し上げたように、まずアスベストかどうかというのが問題なわけで、まずメーカーの確認、それからX線等で解析してもアスベストに当たらないので、通常物質として現時点では考えているということです。これをそれ以上やれば、ほかの解体だとかも、アスベスト以外についても全部やらせないといけないので、これについて今はアスベストでないという前提で対応策を考えていますが、何か対案、対処があれば。早川委員からいただいたのは光学顕微鏡で、そのレベルでの情報でもってアスベストであるという認定はできないということで、さっき申し上げたように、アスベストでないという前提で今対応策を考えているということです。</p>
早川委員	<p>アスベストでないことはこちらも了解しているのです。グラスウールとしての危険性はどうかということをお尋ねしたのですけれども。</p>
中村主席参事	<p>先ほど部長の方からも申し上げたとおり、アスベストにつきましてはいろんな面で危険性等々が言われておりますけれども、グラスウールについては、現時点での法律の体系の中でも、それらについての対策と申しますか、それらは定められておりません。したがって、今回の対応策につきましては、一応アスベストでないというような前提のもとに対応策を考えさせていただいているという状況でございます。</p>
梶山委員	<p>グラスウールについては、法的にはおっしゃるとおりです。それは私もわかるのですが、法的にはそうですけれども、実際に例えばグラスウールの工業会でも、中皮腫を起こすようなものかどうかは別として、工業会はそういうものではないという前提で言っているわけですが、いずれにしても、むき出しのまま飛散する</p>

	<p>ような状況で置くべきではないということはどこでも一致した見解であります。そういう意味で言うと、あそこにむき出しのまま、上を見ると、どさっと大きいものが落ちてきそうな状況で、あのままの状況で放置しておくのはやはり問題ではないかと思えます。</p>
中村主席参事	<p>基本的にアスベストが問題というのは、細かい繊維であるということと、その細かい繊維がまた縦に割れていく、さらに細くなっていくといったような形での問題が一番大きいのではないかと考えています。ただ、グラスウールにつきましては、結晶質でないため、細い状態のものが横に折れていくといったような形で、さらにとがるような状態ではないといったデータもあるやに聞いております。したがって、アスベストであれば、それなりの対応、通常セメント等で固めるとかいろんな方法がございますけれども、グラスウールの場合につきましては、そこまでの必要はないのではないかなと考えています。</p>
梶山委員	<p>ちょっと意見がずっこけていると言うとおかしいですが、お互いにずれていると思うのですけれども、私はアスベストとしての対応を現時点でしてほしいと言っているわけではないんです。現時点ではアスベストとは認められないだろう、それからアスベストとは違うだろうということは理解しています。ただ、いずれにしても、グラスウールというのは、肺の中に入って中皮腫を起こすというような繊維の細かさは確かにはない。けれども、現実にあれが飛散すると皮膚がちくちくするというのは、グラスウールを扱っているガラス繊維工業会でもそれは認めているわけで、要するにああいうものが大量にむき出しになって飛散するような状況で、そのまま放置したらまずいのではないかというごく常識的なことで伺っています。</p>
尾崎委員	<p>今のと関連するのですけれども、非常に個人的な経験で申しわけないのですが、例えばダイオキシン類とかの分析をやっているときにグラスウールを使うのですけれども、非常に気をつけて吸い込まないようにしているのです。医学的にそういうものが危ないという話はわからないのですけれども、作業している者がたまたま刺さるということがありますが、非常に痛いものです。経験上、やはり余りいいものではないなという感じを持っていますので、少し考えていただきたいというのは個人的に思っております。</p>
中村主席参事	<p>それらについては、ご意見に配慮していきたいと思えます。</p>
岡村委員長	<p>その他の点はいかがでしょう。</p>
梶山委員	<p>あと、遮水壁などの経時変化といいますか、劣化その他の問題で、資料等がございますか。</p>
上田室長	<p>遮水壁は、先ほどの資料説明の中で、耐用年数が50年ほどというような説明もあったのですが、基本的にはモニタリングをしっかりやっていくことが大事だと思っております。それとそのモニタリングの中で支障が仮に出てくれば、それはきちっと対応していく。そういうものがB案の中に入っていると思っております。</p>
梶山委員	<p>その一般論はわかるのですけれども、それは当然だと思っておりますが、ただ、地面の中の構造物ですから、問題が生じて、それを補修したり補強したりというのは、まずその箇所を発見するプロセスから始まって、最終処分場の遮水工と同</p>

	<p>じで、地中構造物に劣化が始まった場合に、それを補修したり対処するというのは、口で言うほど簡単なことではなくて、非常に難しい。これは現実に最終処分場で多くの経験があるわけで、その点も踏まえた資料等、あるいは実例等があれば教えていただきたいという趣旨でお話ししています。</p>
中村主席参事	<p>お手元の資料の前の資料4の18ページを開けていただけますでしょうか。前の資料4の18ページの左下のRC壁工法でございます。先ほど委員の方からご指摘ございました、データがあるかといったようなことでございますけれども、基本的には土木学会等々でやられているこういった実績のもとで、設計耐用期間の目安を50年とさせていただいたところでございます。その50年はあくまでも一般的な話ということでこれらが周辺への影響を及ぼさない年数かどうかといったようなことにつきましては、先ほど申し上げたとおりモニタリング等で確認した上で判断していくというようにしていきたいと今の段階では考えております。</p>
梶山委員	<p>資料4の18ページの右側のグラフですね。これは、どんなものでもそうなのですが、鋼矢板でも遮水シートでもそうなのですが、一定条件のもとでのテストケースで、現場にはほとんど当てはまらない。現場では全く大違いだというのは、土木学会だとか遮水シートのメーカーが出しているデータはみんなそうなので、私はこういうのは余り信用していないのです。そういう意味で言うと私は現在裁判をやっている実例が1つありますけれども、実例的なもの、例えば5年もつはずのものが1年でぼしゃっちゃったというのが遮水シートでは幾らでもあるわけで、そういう実例を教えていただきたかったと。こういうものに頼ってはいけないというのが私の基本的な考え方なものですから。</p>
中村主席参事	<p>現時点での情報で見ると限りでは、一応こういったデータに基づいて、現在、設計といたしますか、概略の段階でございます。実際の段階におきましては、そういったことも十分吟味していこうと思います。</p>
上田室長	<p>それと、もう1点ございますけれども、遮水壁と水処理施設というのはセットのものだと考えておきまして、水処理をすることによって、遮水壁の外の水位と遮水壁の中の水位の差を設けることによって、絶えず、外から中に入ることはあったとしても、外へは流れないというようなことも検討していく必要があると聞いておりますので、そういう中で対応できるのではないかと考えております。</p>
勝見委員	<p>今、梶山先生がご指摘になった遮水壁の件ですけれども、梶山先生のおっしゃるとおり、現場では条件が違うということはよく起こっているわけですし、シートでも、10年、20年、50年もつということで設計していても、もたないものもある。ただ逆に、最近ですと、コンクリート構造物とかセメントあるいは石灰で改良した土の何十年たった現場のものを掘り出してきて、強度をはかったりというようなデータも、すぐに出せと言われても出せないのですけれども、そういう発表なんか時々学会で出てきたりしますので、そういうものをお調べになって、劣化する場合はどういう条件で劣化するのか、劣化しない場合はどういう条件になったら劣化しないのかと。私が関わっている分で、今回は遮水シートは出てこないのですけれども、遮水シートを処分場で20年とか使ったものでも、劣化せずにもともとの機能を有している、データもとろうということでやっているグルー</p>

プもありますので、そういうものが参考になるのではないかと思います。

それはそれでいいと思うのですが、資料 - 1 の 8 ページ、9 ページで、何となくこの 4 つの案に絞られてしまっているような気がして、それは私非常に気になっているところでもあります。特に B 案ですと、遮水壁でもって汚染を防止しましょうということですがけれども、基本的に遮水壁だけで汚染を防止していると。フェイルセーフの考え方から、モニタリングをされるということではあるのですがけれども、梶山先生がおっしゃったように、遮水壁に何かあった場合どうしますかということについて答えにくいわけです。

私、何回か前の専門部会でも申し上げたと思うのですがけれども、例えば遮水壁をすると、遮水壁がだめな場合でも、カバー、覆土、シートをしておけば雨水は入ってこないですから、もともと汚れの原因になる水の量も減る。あるいは、この中でバリア井戸を設けていただくと、中の汚染している地下水はくみ上げられて、仮に遮水壁に何かがあった場合でも、外には汚染した水としては出にくい。

ただ、問題は廃棄物の安定化だと。シートで覆ってしまうと安定化しにくくなるということなのですがけれども、これは資料の中にとりどころ書いていらっしゃる強制換気をするような仕組みを設ければいいということになって、B 案と C 案のお金がイニシャルコストで 33 億円と 14 億円ですがけれども、そのうち、9 ページのイニシャルコストのところを見ていただきたいのですがけれども、C 案の覆土工（シート系）5 億 6,000 万円、バリア井戸工 8,900 万円、廃棄物内強制換気施設 3 億円、この辺は B 案、C 案の共通事項ではなく、C 案だけにあるものですから、これを B 案に盛っていただくようなことは考えていただけないのか。そうすることによって、かなりフェイルセーフの考え方が達成できるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。それを 3 つ足すと。ただ、覆土工は、左側の B 案にも 2 億円入っていますので、単純に足し算するのではなくて、引いてから足すようなこととなりますので、40 億円ちょっとぐらいかなと。お金のことだけが問題ではないのですがけれども、その辺についてどう思われるかお聞きしたいと思います。

上田室長

今も勝見先生におっしゃっていただいたようなご意見、またほかの先生方からもそういうご意見をいただく中で、B 案と C 案の合わさったようなものは当然考えていけないといけないものだと思っております。

島田委員

11 時半に退出しないといけないものですから、ちょっと先走った意見になるかもしれませんが。今のご意見と類似の意見ですが、以前もちょっと申し上げましたが、せっかくこれから掘削調査をきちんと実施されようとしていますので、そういった調査の結果、局所的に見つかってくるであろう有害性の高い廃棄物をきちんとそれなりのお金をかけて除去した上で、すなわち非常に限定的な A 案というようなものをした上で、B 案、さらに C 案との組み合わせということも十分考えられるのではないかと思いますので、これかそれかというようなことではなくて、コンビネーションあるいはハイブリッドというようなこともフレキシブルに検討していけばいいのではないかと考えております。以上です。

上田室長

そういう形で考えていきたいと考えております。

梶山委員

もう1点、B案、C案の場合について私が大変気になっているのはランニングコストですが、コストの積算は別としまして、例えばB案の場合、モニタリング5年となっています。それから、C案の場合は30年となっています。いわゆる底が抜けた処分場の経験でいきますと、例えば今私がやっている長崎の処分場がそうなのですが、これは1970年代に動き出しまして、底が完全に抜けているし、上も全くキャッピングがないですから、そういう意味で言うと、廃棄物の洗浄という意味では、まさに垂れ流しに近い洗浄をしているわけですが、いまだに有害物質あるいは窒素系のものが処分場のすぐ近くでも相当出ているわけです。これはモニタリングデータが実際にあります。現在、ボーリング孔を4カ所、周辺で7カ所、ずっとモニタリングしていますからわかるのですが、私の経験でいくと、それは40年、50年たっても簡単に安定するものではない。もちろん物によるわけですが、一般論としては有害性の高いものほど吸着性が強くて、はっきり言えばなかなかきれいにならない。そういう意味で言うと、この30年というのはとても現実的ではない。この5年というのは、どうして5年なのか、私もよく根拠がわからないのですが、モニタリングは半永久的に見なければいけないのではないか、それが多分現実的な話ではないかと思えます。

上田室長

この5年につきましては、5年で計算すると3,600万円という形の計算でございまして、先生おっしゃるように、5年で終わるという根拠を持って5年にしたものではありません。私どもとしては、この維持管理費が今後大変響いてまいります。今現在、地下水汚染では環境基準の2倍ちょっとという状況でございしますが、これも議論があるかもしれませんが、環境基準の中にできるだけ早く持って行って、そしてこれができるだけ早く水処理しなくて済むように、安定化が進むように、そういうようなことを考えていくべきだと思っております。

島田委員

質問ですが、資料-4の29ページの右上に時間的効果の検証とありまして、上から4行目に「平成24年度までの達成目標があり」ということですが、今回幾つかの案がありまして、工程があるわけですが、その24年度までの達成目標、いわゆる生活環境保全上の支障がこの24年の時点で除かれているという状況が達成されないというような計画はどのような扱いになるのでしょうか。

上田室長

この24年の達成目標というのは、現在の産廃特措法の期限が平成24年度の時限立法になっておりますので、一定24年ということで整理をしたものでございまして、今後、国との協議にもなるわけですが、時限立法がそのとおり24年度で終わりますと、あとは県の単費で生活環境保全上の支障を除去していくということになる可能性もございます。

早川委員

2点あります。少し話が戻る形になるのですが、資料4の1ページの右側ののところのガスの問題です。これは前回も申し上げたことなのですが、目標として悪臭防止法以下にするというように書いてあるのです。次のページをめくってもらって、2ページ目の左側に最終処分場の廃止基準の表が出ていますが、そちらでは、「埋立地からガスの発生がほとんど認められない、又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められない」というのが廃止基準です。そこから考えますと、悪臭防止法施行規則の基準以下というのは、なぜここでこう

というのが出てくるのか、私は納得がいきません。廃止基準にやはり照準を定めるべきだろうというのが1つ目の意見です。

それから、この工法は、いずれにしろ効果的で合理的な対策を検討するということになっています。合理的という言葉の中には、私は社会学者ですから、コミュニケーション的合理性という言葉がありますが、つまり了解が得られるかどうかということが大変重要になってくるだろうと思っています。

その点で、私の今日提出している委員提供資料をごらんいただきたいと思います。新聞記事をコピーしてきました。2004年の2月に前の国松知事が処分場を視察に来たときのものです。そこで、既に住民側の方から、「処分場の地下の調査を」とか、あるいは「許可量を超えた廃棄物が処分されているのではないか」というような意見が出されています。それに対して知事は、「許可量に関して問題があれば対処すべきことはする」と答えています。最初の方が毎日新聞です。その後が京都新聞ですが、京都新聞でも同じように、「許可された量を超過している可能性がある。実態解明してほしい」という言葉に対して、「対処する」というように答えているわけです。ところが、それから3年半の間、何も県はやってこなかったという事実があります。この問題に対してどのような総括をするのかということが私は大きな問題になってくるだろうと判断します。

ついでに裏を見てください。同時期に出た朝日新聞の社説です。この朝日新聞の社説では、「大がかりなのは処理業者が社有地で堂々と捨てることが多い」ということが指摘されています。しかしこの2004年の段階で、まだ県はRD処分場の違法性を断定していませんでした。つまりこういうことに気をつけるという世論があったにもかかわらず、行政は犯罪を怖がっていたと言われても仕方がない事実があります。そのことを踏まえて、我々是对策を考えていかなければいけない。この会議の最初の方で言ったと思いますが、行政対応検証委員会の総括が本来10月に出るはずでした。それを踏まえて我々も議論をすべきだと思っていたのですが、まだ遅れているようです。もう一度申し上げますけれども、やはり行政対応検証委員会の報告を一回ここでしていただいて、それを踏まえて最終的な我々の対応策を検討すべきだと思います。以上です。

上田室長

昨年10月に公表いたしました県の対応方針では、この生活環境保全上の支障につきましても、廃棄物処理法の趣旨に基づいてやっていくという形で対策委員会も設置をさせていただきましたし、検証委員会も設置をしたわけでございます。対策委員会については、科学的な知見を踏まえてこの生活環境保全上の支障を除去するという形でこれまで議論をしていただいたわけでございますので、検証結果と対策がどのようにリンクするのか、少し私も理解できない部分があるわけですが、科学的知見に基づいて効果的、合理的に対処する、その対策工をご議論いただいている中で、もちろん検証結果についてはまた対策委員会の中でご報告させていただく必要はあると思いますが、効果的で合理的な対応策とその検証結果のリンクがどうなるのか、少し私は理解できないのですが。

中村主席参事

先ほど前段の方で早川委員がおっしゃいました問題につきまして、ガスの関係でございます。資料4の1ページの方で、いわゆる悪臭防止法の基準以下にする

というような話と、2ページの表 1.4-1、「埋立地からガスの発生がほとんど認められない、又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められない」、こちらの方がいわゆる廃止の基準でございます。これは、「又は」の方を読んでいきますと、複数年、2年以上にわたって増加しなければということですので、基準から考えますと、今回1ページの方で挙げさせていただいた悪臭防止法に定める基準以下、周辺環境でのそのあたりをきちっと定める方がより効果的ではないかと判断しています。

早川委員

それは違うと思います。まず、最初に中村さんが答えられたことですが、これは発生量ですから、飛散量ではないですよ。発生していないということが重要になってくるのだらうと思います。悪臭防止法というのは、大気中の問題ですよ。だから、必ずしもおっしゃることは妥当しないと思います。

それから、上田さんの言われたことに答えませけれども、効果的で合理的なという合理性の解釈の問題だと思います。自然科学的な、あるいは経済学的な合理性という概念ではなく、社会的な合理性を含むものと私は解釈をしてきました。そうでなければ、法律の専門家だとか地元住民だとかがこの対策委員会に入る意味がありません。コミュニケーション的合理性、つまり了解がとれるかどうか、社会的な合意ができるかどうか、そういったことも当然ながらこの委員会の中では考慮しつつ話すべきだと思います。そういうことです。

横山委員

今の早川委員の意見は非常に大切だと思います。事実、市の皆さんとお話している場合でも、結局県が何らかの形で対策工をつくったときに、それからこういうものができましたということで住民を説得するというような形にならないようにしないと、たかがと言ったらおかしいですけども、今度の掘削調査でも1カ月も止まっている。ああいうものが止まるということは、対策工をやる場合でも止まる可能性が非常に高いので、その辺を押さえた形でやっていただかないといけない。

特に市の調査委員会で問題になっているのは、まず、最初の一致点有害物はとにかく撤去しよう、撤去していただきたいということがほぼ一致した意見でございます。したがって、それを裏から考えますと、ここのB案とかC案は全く意味がない。つまり、全く意味のないものを議論しても仕方がないというか、今の住民が納得しないようなものということを考えると、そういう可能性があるわけございまして、その内容が、例えば残ったら100年、200年どうなるのかとか、確かに感情的な部分がございますので、そういうものをちゃんと超えられるような案をつくるか、あるいは説得をするということが必要だと私は思います。

委員がしゃべると次は県がしゃべる、委員がしゃべると県が答えるという会議の仕方が私は問題があるのではないかと感じておまして、県の方も大変なのですけれども、そういう面で、例えば第三者案(3委員提出案)に対する質問はどうしたらいいのかとかいうことがかえってわかりません。そういうことについて問題があるのではないかと私は思っています。

ついでに、今の問題と違うかもわかりませけれども、例えば委員第三者案(3委員提出案)でいきますと、場外排出量が半分というように考えていますけれど

も、これはざっくりした数字なのか、ある程度データに従った数字なのかなどということを書いてみたいわけでございます。今、最後に言ったことは、そういうことを書いてみたいという希望でございますけれども、やっぱりみんなで合理的というか、早川先生のおっしゃったことをするためには、委員の中で一致できるような方向を探るべきだと思います。最後にはもちろん一致できないかもしれませんが、委員の方が何かしゃべったら県が答えるという形の進行方法に対して疑問を持っております。

岡村委員長

私の司会のやり方がまずいのかもしませんが、一応県の方からこういう案が出ておりますので、それに対して回答を求めているというようなやり方をとっているだけのこととございまして、今、委員第三者案（3委員提案）について質問が出ましたので、委員第三者案（3委員提案）を提案の先生方、お答えいただければと思います。

梶山委員

これは全く根拠がないわけじゃなくて、要するに現状の廃棄物を分析した結果で、概ねこのくらいであろうと。当然、掘る場所によって、それから進行具合によってこの割合が変わってくるということはあることですが、一応根拠のない数字ではございません。

樋口委員

A案が2つありまして、その中で第三者案（3委員提案）が出てきたわけですが、いずれにしても、すごくコストがかかるということで、三者案（3委員提案）の方はかなり改善されているようですけれども、この中で私もA案の露天掘り案とテント案の両方に質問させていただきたいと思います。

まず、テント案の方ですけれども、これだけ大きなテント、100m×150mですけれども、これを埋立地の中に建てられる地耐力があるのかというのが1つ疑問としてあります。もしこれだけの大きさの大屋根のテントを建てるとすれば、やはり地山の方に一部テント基礎を持っていかないといけないのではないかとということで、そのあたりが実際構造的に可能なのかというのが1点です。

それから、両方にお聞きしたいのは、維持管理費なのですけれども、双方ともモニタリングと下水道の使用料ということで、掘削したものを選別されることを考慮されていると思います。上部の方は今の案で全然問題ないと思うのですけれども、下の方に行きますと、水分が結構含まれていますので、通常のトロンメルとか選別機を使いますと、使えなくなってくるので、その場合には多水分調整剤とかそういったものが必要になってくると思います。そういったものを考慮されているかどうか。それから、水分調整剤をもし入れられると、例えば石灰とか半水石膏とかセメントとかいろいろありますけれども、そういったものを入れることによって、多分5%とか10%また量が増えてくるのですけれども、その辺を考慮しますと、ランニングコストがもっと増えてくるのではないかとというように私個人的には考えておまして、その辺の考え方をお聞かせ願えたらと思います。

岡村委員長

では、双方から。

梶山委員

テントと地耐力の問題ですが、これはテントメーカー、例えば大きなところで小川テントとか、大型のテントを扱っているところがありまして、地耐力が

どのぐらい必要かというのは、私自身は自分では解析してございません。

それで、地耐力に問題が出る場合の対処としては幾つか考えられると思うのですが、1つは、私どもとしては、本当に6ブロックでいいのか、12ブロックとかそういう案も考えられるのではないかと。そうすると、今先生がおっしゃったような問題については、具体的に工法を決めるに当たって、先生がおっしゃったような問題も考慮して、もっとブロックを細かくするとか、テントを小さくするとか、それは対応可能な話ではないかと思えます。

それから、維持管理費ですけれども、これは不確定な要素がいろいろあることはおっしゃるとおりで、下の方に行くとも水分が多くなるだろうと。その水分が、トロンメルに運んで、例えばトロンメルの上である程度脱水できるのか、あるいは脱水できなければ水分調整剤が必要なのか、おっしゃるような問題は当然出てくると思っております。ただ、現在の段階でそこまで考えた維持管理費というのは計算してございません。先ほどもちょっとお話ししましたが、例えば土砂なのに周りからのにおいがついていっているというようなものについては、場合によっては洗浄と水処理も必要だろうということで、維持管理費に将来膨らむ要素があるということは多分間違いないだろうと思っております。

樋口委員

私も個人的には、この第三者案(3委員提出案)でやるのであれば、もう少し分割して、テントの大きさを小さくされた方が安全に掘削できるのではないかと感じております。感じだけですけれども。

それから、分別した後の話ですけれども、いずれの案にしてもすごいコストがかかりますので、もう少しコストを下げるために、処理量をもう少し減らすやり方として、今おっしゃった洗浄というお話があったのですけれども、分級をして細粒分をなるべく集めて、それを外に出すようなことも考えていただくと、もう少しコストが下がっていくのかなと思えました。これは意見です。

清水委員

先ほど早川先生の方から新聞記事を出されて、これは2004年ですよ。この委員会が始まってもう半年ぐらいたっているのですが、住民の方々の生活保全上のということをお我々は多分一番考えなければいけないと思うのです。今いろんな案が出ているのは恒久対策だと思うのですが、その案の中でハイブリッドを考えますよということで、対策としては、これだけ時間が経って今さらということと言われるかもしれないですけれども、先ほどのグラスウールの話もありますが、緊急対策というのと恒久対策、その2つのハイブリッドも多分必要だと思います。いつまでに緊急対策をとということも考えなければいけないのですが、今グラスウールがむき出しになっていると。僕も尾崎先生と同じで実験室でグラスウールを扱いますから、ナイロンの手袋をして手でやっても、手がちくちくして夜中に痛いなどということはよくあるのです。確かに法律上はと言われると何も言えないのですが、緊急対策みたいなハイブリッドも1つ考えていただければと思います。

もう1つは、今、50%を廃棄物として、50%を埋め戻しということなのですが、どこを見ていいのかわからないのですが、その判断基準はどこですか。物理的にするのか、あるいは化学的に一々調査してするのかというのがちょっとわからない。もし化学的にやっていくとしたならば、その分析のための費用も要りま

すし、どれくらいの密度でやっていくかということも必要ですし、化学的にやった場合、これは2mm以下の土だけれども、汚染されていますよという状況になった場合に、どんな具体的な、洗浄と言われましたけれども、洗浄というと、地盤の強度というのがありますから、結構大きな機械になると思いますので、それをどのように入れて、余り細かいことを言い始めるととまりませんが、そんなことも考えなければいけないのかなと思います。

それともう1つ、今、皆さんから第三者案、第三者案という言い方をされているので、どこかに第三者案と書いてあるのかなと思って見たのですが、第三者案じゃなくて委員三者案(3委員提出案)ですよね。これはあくまでも対策委員会から出た一つの案ですから、第三者案ではなくて委員三者案(3委員提出案)で進めていただければと思います。

梶山委員

今、分別の話が出ましたが、私自身はごみを日常的にあっちこちで見ているものですから、基本的に目視でわかるとなっています。もちろん、安全側で見なければいけない。これは怪しいなと思ったら、それは基本的に管理型に行く。だから、比較的明白、明瞭なもの以外は管理型に行くべきだろうという考えでやれば、そんなに問題は起きないだろう。私自身の経験で言えば、そういうことを考えられます。もちろん予想しがたい事態もあり得るわけで、その場合にはそういう費用も発生する可能性は否定できないと思っています。

それと、ついでにあれなのですが、早川先生と横山先生のお話に関連して、私どもの方で早急に住民とのヒアリング、意向調査を開始しなければいけない。これはすごく緊急な話だと思う。それをやらないと、工法を決めても、にっちもさっちもいなくなる。もう既にあしたからでも始めなければいけない課題ではないかと思っているのですが、簡単に言うと、それを県がやっていいのかという点に僕は疑問を持っています。というのは、少なくとも私が感じている限りでは、住民の方は今までの県の対応に強い不信感を持っている人が多分相当たくさんいる。果たして県に、住民からヒアリングして、意向調査して、住民を説得する能力があるのかどうかということについては相当疑問を持っておりまして、そこはこの対策委員会でも、どういう方法で住民の方と接触してヒアリングして、それから工法との関係を検討していくのかということを取り上げなければいけない問題ではないかと思います。

岡村委員長

どう問題を処理すればいいのですかね。まず、先ほどのランニングコストの問題で、事務局案の方のあれはまだ聞いていないと思うのですけれども、それはどうですか。

谷本主査

今現在のコスト等につきましては、ここに掲げさせていただいている項目だけを試算しております。当然、作業に伴いまして、先生がおっしゃったような問題、またテント等につきましても、地耐力の問題等が発生することは予測されます。ただ、今のところ詳細な部分につきましては設計の段階にはないといいますが、そこまで予測できない部分が多分にありますので、目に見えてわかる範囲内でコストを挙げさせていただいているという状況でございます。

岡村委員長

あと、住民の意向ということで、この間も早川先生から貴重な調査の結果を出

早川委員	<p>していただきましたけれども、この委員会は住民代表の方を加えているわけですので、それ以外にこの委員会が住民の方と何か直接できることがありますかね。</p> <p>住民といっても、この処分場の周辺は集落が幾つか分かれていまして、多分一番大きな被害というか影響をこうむるのは、今日は欠席していますけれども、山田委員が住んでいらっしゃる北尾団地です。この北尾団地の人々の了解が得られないので、今の掘削調査も滞っているという状況です。これに対して県はいろいろ話し合いに行っているのでしょうかけれども埒が明いていないという状況です。</p> <p>そういった場合、我々が何かできることがあるのではないかとというのは、梶山先生の提案に私もうなずくところがあります。北尾団地の人々にこの問題をよく知ってもらって、一緒に考えてもらうというスタンスで、山田委員も通じてですが、我々のできることがあれば幾らでもやるのでという形でおろしていくというか、一緒に問題を解決しようというように持っていくということは重要なことではないかと思えます。</p>
横山委員	<p>私は、対策工の議論に入るころが一番今の住民との話し合いが大切ではないかということを感じます。今まで議論してきたような科学的な細かいこととか、どういう分析をするとかいう話は、説明してもなかなかわかっていただけないでしょうけれども、例えば遮水壁というのは最大50年ぐらいもつようなものですよとか、そういうようなことについて住民さんが考えるということについては、ある程度理解ができるということで、今清水先生がおっしゃいましたように、こういう対策が恒久対策なのかというようなことについても、これでおしまいですよという話と、あるいはここ5年間はこういうようにしますよということは、住民にとっては物すごく大切なことなので、その辺のことをしっかり説明してあげることが大切だと思います。委員会として何ができるかということは、いろいろやり方があると思いますので、それこそ知恵を絞ってやっていただいたらありがたいなと思っています。</p>
岡村委員長	<p>ちょっと具体的なイメージがわからないのですが、お願いいたします。</p>
早川委員	<p>例えば、この会議を現地で一回開くというのは一案だと思います。北尾自治会の自治会館がありますし、狭ければ、もう少し広いところ、近くのところで開くこともできます。20km離れた大津でやるのではなくて、もっと地域住民に寄り添って問題を一緒に考えるということができないのではないかと考えています。いかがでしょうか。</p>
梶山委員	<p>一つの私の経験でお話ししたいと思いますが、長野県で廃棄物条例の案を我々でつくったときに、長野県各地を回りまして、こういう会議の中で、同時に住民の方との質疑応答をやると。要するに、住民を入れた討論会的なものをやって、そこで住民の方にどんどん疑問を出してもらって、それに対して答えていくという形のものがある程度積み重ねるとするのは一つの方法ではないかと思えます。</p>
横山委員	<p>私は京都府に住んでいますけれども、京都府の経験で言えば、住民の方々から、ここでどんな希望を持っているかという意見の聴取会をやっております。前もって、例えば何人の方に10分なら10分、あるいは15分というように届けてもらったのを聞く会と、それから飛び入りの方と両方合わせて、大体3人の予定者に対</p>

當座委員

しては6人ぐらいを考えておくというような形で、不特定多数の住民の方々の参加できるような形。山田委員もおられますけれども、山田委員に北尾団地を全部説得してくださいと言うのは、これは酷だと私は思いますので、北尾団地なり中浮気とか小野とかいうところに、どうしても今度の対策委員会にこういう意見は出してほしい、あるいは要望があるというような方々の要望は聞いておく必要があるのではないかと思います。

具体的にということなので、この委員会としての住民説明会という場を持っていただけたらどうかなと思うのです。これから対策工ということで、今AからC案まで説明していただいたわけですが、皆さんそれぞれにいろんな地域で、近くに住んでおられる方、ちょっと離れたところでこの問題について心配されている方、いろんな方がおられて、いろんな心配をされていて、こうしてほしいと。また、この対策に関して質問してみたいとか、本当にこれできちっとあそこは安全に安心できるようになるのか、跡地が利用できるようになるのかということも、皆さん心配されていることを出していただいて、私たちも委員会の委員としてその声を受けとめた上で、対策に関して話を進めていただけたらありがたいと思います。

それと、ちょっと先ほどの話に戻って申しわけないのですが、早川さんがおっしゃったみたいに、検証委員会の結果というのが遅れているわけですが、それを踏まえて考えていただきたいというのと、掘削調査が今ちょっと中断されていますけれども、掘削調査の結果をきちっと見た上で、あそこの全容説明がほぼできるような調査になるのではないかと期待していたところなので、その調査結果が出てきて、本当にどうするのがいいのかということは考えていただきたい。

私がこの委員会を通してずっとお話ししてきた一つに、廃止基準をクリアできるような対策をとっていただきたいと。住民代表が連名で初めのころに出させていただいた文書と、あと廃止基準というのはどういうものがあってという形でつけさせていただいていたけれども、あそこが安全になって跡地が利用できて初めて、私たちも本当に安心して暮らせるという形になるので、今ここで議論されているAからCの案、それぞれ1つずつ説明を聞かせていただきましたけれども、全量撤去をするという2つの案以外に廃止基準をクリアできるような対策はないのかどうなのかということも、もう少し議論の余地があるのではないかと考えているところです。

あと、国松知事が現場に来られたときに、容量に関して、許可容量よりも多いのではないかと住民の指摘に対して、本当のことがわかれば対応するとおっしゃってくださって、平成10年に県が追認した処分量、240,000 m³から約410,000 m³に追認して、今回の追加調査でそれがなおかつ多くて、約720,000 m³になっている。ここでRDさんが倒産されていなかったら、これだけオーバーしているのをどうするのかと。許可したのは410,000 m³であって、720,000 m³を許可したわけでない。行政としてどう指導されるのだろうかというのを考えさせられたというか、住民とすれば、720,000 m³をここで再追認するみたいなことはちょっと考えら

れないというか、法律的に410,000m³しか許可していないものに対して、今対策は720,000 m³を対象に考えていますと前回の委員会でおっしゃいましたけれども、県として許可容量に関してどうされるのかは、また対応していかれることだと思いますけれども、委員会として容量に関して720,000 m³でいいですよとは私は言えないと思いますし、住民の一人としてここに出ささせていただいて、720,000 m³をそのままというようには思えないと思っています。

早川委員

當座さんも私もこの問題に長くかかわっていますので、いろんなことが皆さんよりは知識があるのです。

もう1つ気をつけておかなければいけないのは、これは県議会で請願が通っているのですね。処分場の実態解明と有害物撤去等適正な措置をとると、この請願が通っています。それに対する配慮というのが必要です。有害物撤去等適正な措置なのかどうかということですね。これは、議会でちゃんと請願が採択されているわけですから、それに対して、これでそれに沿った解決案だというようなことを我々は堂々と言えるような案を出していかなければいけないということもあわせて考えるべきだと思います。

岡村委員長

今お話の出たところですけども、私自身も、検証委員会の結果と今回の掘削調査の結果が出ないことには、最終的に対策工法は決められないだろうと思っています。

それで、住民との関係ですけども、場所を移すだけでは余り意味がないと思います。そしてまた、我々はまだ案を決めていない以上、それを住民の方々に説明するというのもできないことです。ただ、先ほど出たとおり、この4案だけでいいかどうかは問題で、さらに勝見委員や島田委員から提案のあったような案も加える必要があるかと思いますが、こういう案がありますよということで、住民の方々の意見を聞くということは有意義かなと思います。ただ、問題は、お金と時間があるかどうかの問題で、このあたりは、できれば私自身としては実現したいと思いますが、事務局の方と相談するというところでよろしいでしょうか。時間的余裕があるかという問題とお金の問題ですけども、事務局はそういうことでいいですか。

山仲部長

では、そういう意見聴取ができるような方向に向けて検討したいと思います。

ハイブリッド案ですね。

岡村委員長

ハイブリッド案も加えて、こういう案がありますよということで、現地で住民の方々に説明して意見を聞く機会が得られればということです。ただし、問題は、時間的余裕があるかということとお金の問題ですけども。

山仲部長

ですから、事務局がやるのか。委員会がやられるのだったら、会場の手配とかはしますけれども、今の意見だったら、事務局がやったらだめですよ。

岡村委員長

事務局に手配はしていただきますけれども、委員会がそういうことで住民の方々の意見を聞くということです。

山仲部長

ただ、聞き方の企画までまたやってしまうとあれなので、どういたしましょう。ここで、例えばいつごろでどういう形ということを決めておいていただかないと、再度個別にご意見をお伺いすることになります。ですから、今のあれだと、ご意

見を伺うのか地元で会議をするのか、それが対策委員会なのか別の会議なのかとか、そのあたりも厳密にご議論いただいております。そうしたら、事務局としてもいけると思います。

岡村委員長　　ですから、対策委員会として住民の意見を聴取するということですね。そして、案自体は、残念ながら私、このA案、B案、C案を全部説明しろと言われてもできませんので、ハイブリッド案も加えて、事務局の方で説明していただくと。時間もかかるかと思いますが、そうせざるを得ないかと思うのですけれども、いかなもののでしょうか。その上で、住民の方々の意見や質問等を聞いて、どういうことを住民の方がお考えになっているか我々も知る。そして、それを参考にして今後の審議に生かしていくというふうに思うのですけれども。

高橋委員　　私も、住民の皆さんの意見を聞くことについては賛成です。ただ、こちらの方針が決まっていらないのに、どうぞ皆さんおっしゃってくださいということは、本当に信頼を受けるかどうか、ちょっと心配いたします。だから、まずこちらでこういう方針だということが固まって、それを中心に、どうぞ皆さんご意見をと、こういう段階ではないかと私は思います。

當座委員　　住民の立場とすれば、決まってから、こういう案でいこうと思っていますという説明よりも、決まる前に、私たちの意見も聞いてよ、こんな案があるのだけでも、ちょっと考えていただけませんかという場を設けていただいた方がありがたいですし、ここの委員会で採択案が決まって、実際に実行するときにまたもめてしまうというよりは、事前にきちっとそういう話を聞く場を持っていただいて、いろんな案がほかの方にもあれば出していただく中で、この委員会としてそれを参考にさせていただきながら進めていくという方が私はいいように思うので、先ほど委員長さんがおっしゃったみたいな形で、県の方は時間がない、時間がないとおっしゃいますけれども、逆に時間がないからこそ時間をとってやることで、何とかそういうような形で進めていただきたいと思っています。

山仲部長　　誤解していただくと困ります。時間がないということは言っていないで、どういう場で、どういう時期に、どういう形でやるのかというのをまず委員会でお決めいただいた方がよくて、それを最大限こちらとしてはさせていただくということで、時間がないとは言っていないのですが、言いましたですか。

岡村委員長　　時間がないと言ったのは私の方です。

當座委員　　部長さんは言われなくても、よくというか、事に触れてというか。具体的にいつということなので、来年の1月の初めごろに栗東の中央公民館でしていただけたらありがたいなと思います。

高橋委員　　ちょっと言葉が足りませんでしたので、もう一遍申し上げますが、私の言っているのは、こちらの案を示して一切動きませんと、こういうことではございません。基本的には、こういうように専門家の皆さんも入っていただいて、これが一応正しいであろう、そういう線だと。ついては、皆さんもこれについてご意見をおっしゃっていただいて、できることならばそれを加味させていただいて進めていきたいと、こういうのが一番地元で信頼してもらえるのではないかと私は思うのですが。

岡村委員長	私個人としては、それでは時間が遅くなり過ぎるのではないかということと、もちろんこの委員会で、全員一致で案が決まればいいのですけれども、そうでない場合に、ちょっとそういう説明はしにくいなと思っているのです。最終的にはこれは県が行う事業ですから、最終的な判断は知事が行うべきで、知事が説明されるのだったらわかりますけれども、委員会としては説明がしにくいと思っています。ということで、今、當座委員から1月上旬という案がありました。
梶山委員	<p>横山先生もおっしゃっていましたが、今の段階で住民の方の意見を聞くのは不可欠だと思っているのです。というのは、住民の方と、いわゆる専門家、技術的な見方をする人とは視点が違うわけで、そこにずっと住んでいかなければいけない住民の方というのは、我々が気づいていない問題点もいっぱい感じているはずなのです。ですから、我々としても、そういう意見を聞かないで、これでいいということはとても言えないはずで、これから方法を選択するにしても、住民の方が何を懸念しているかというのは非常に大切な要素なので、まさに方針を決める前にそこをじっくり聞かなくてはならない。そういう意味では、不可欠なプロセスだと思います。</p> <p>1月の初めころという案が出ましたけれども、私も時期的にはそれが多分一番いいころだろうと。12月中にできればいいのでしょうけれども、多分忙しくて、皆さん予定が入っていて無理だと思うので、先ほどの案にあったように、できれば1月の早い時期にやるというのがいいと思います。</p> <p>それと、ついでに申し上げますと、緊急対策と恒久対策という話が出ましたが、一つの考え方として、これも私幾つかのところで実際経験している例ですが、緊急対策として、例えば周辺遮水壁プラス何らかのキャッピング、部分的キャッピングになるのかもしれませんが、その上で、さらにその工法を何年か置きに、例えば1年置きになるかもしれませんが、私が今関与している例ですと、モニタリングのデータを見ながら恒久対策をモディフィケーションしていくというような、評価しながら検討していく委員会、組織というものを、これだけ長期にわたるものですと、別に立ち上げる必要があるだろう。そういう位置づけも考えながら、住民の方と対話していく必要があるかなと思っています。</p>
岡村委員長	今の最後の点は、また事務局で考えていただくということで、じゃあ、できる限り住民の方の意見を聴取するというので、しかし現実には、これは土日しかとりようがないですね、委員の皆さんのあれでいくと。
清水委員	住民の方々のご意見を伺うというのは賛成なのですが、この委員会として、先ほどたまたま當座委員が安全と安心ということを言われて、安全と安心でかなり距離があると思うのです。まず、住民の方のお話を伺うのに、これが対策委員会の一つだけの案ですよではなくて、幾つかの案があって、ただしそれらは安全ですよということをまず委員会としてお示しして、その後は安心の問題になってきますから、じゃあ安心という意味では住民の方々どうですかというのが段階的にはいいのではないのでしょうか。いきなり安心へ行ってしまうと、まずここの委員会として安全があって、次に安心があったと思うのですが。
岡村委員長	具体的にどういう示し方がいいということでしょうか。先ほど私が申し上げた

	<p>のは、現在出ている案にハイブリッド案も加えて、それについて事務局の方で説明をしてもらってご意見を聞き、あるいはこちらの方からまた意見を述べるということを考えているのですけれども。</p>
清水委員	<p>おっしゃるとおりで、今時間の問題も確かにあるので、1月の初めと言われたのですが、それまでにこの対策委員会の中で1つに絞るとというのは、時間的に考えてまず無理だと思います。今お示しいただいた案と、あとハイブリッドの案、それらが本当に安全かどうかというのをまず議論する。それで安全なものを示しましょうというので、それでもちょっと時間が足りないのかもしれないですが、そういうスタンスがないと、1つだけお示しするというのは完全に無理な話だと思います。</p>
岡村委員長	<p>申し上げているとおり、案を1つに決めるというのは、検証委員会の結果、あるいは調査が全部済まないことには無理ですので、したがって現在出ている案を並列してお示しするということにならざるを得ないだろうと思っています。</p>
梶山委員	<p>委員会の方で安全という議論をした上で、それで住民の方が安心かというのは、議論の順序としては理屈の上ではわかるのですが、安全だということをどの案でも到底言える段階まで行くわけがないと私は思っています。いずれも不確定な要素が相当あって、実際に走りながら対策を考えていく、あるいは安全かどうか検証しながら、さらにその工法を考えていくということで、今の段階でこれは安全だと言えるものはまずあり得ないのではないかとと思っています。</p>
横山委員	<p>私は、正直なことを言って、栗東の対策委員会の委員長をさせていただいているので、栗東の対策委員会のことをちょっとだけ申し上げておきたいと思っています。</p> <p>栗東の対策委員会としても、県の方にこういう説明会をしていただきたいということをおっしゃらどうかという意見が当然ながら出ております。それから、栗東市の対策委員会としても、県がやっていただけるならば、その後にももう一回私らの方でもやるということ、あるいは栗東市としても住民に説明会をすることも一応委員会でおこなっております。したがって、今まで早川さんが委員長だったのですけれども、早川委員長のころに2回説明会を実際にやっております。そういうことを踏まえて、今後県の方に説明会をしてくれということを委員会として要望したらどうかと。委員会として要望するということは、行政の中に入りますので、やっぱり相談しないといかんという話ぐらいは出ておまして、した方がよければさせていただきますが、そういうような傾向にあると。</p> <p>それで、市の委員会としては、原則的には有害物の撤去を完全にやってほしいということではほぼ一致しております。そういうことで、今早川先生がおっしゃった昔の請願が通っているということと、そういうことを無視して対策委員会が対策工を語るということは、やっぱりいけないことだと思います。</p>
田村委員	<p>住民からいろいろ意見を聴取するということは大切なことだと思うのですが、市民全員という部分と地元という部分では温度差が随分あると思うのです。というのも、1つの工事をやるにしても、今回北尾の皆さんがちょっと待ってくれと言った部分については、やはり説明がなかったというか不足していたという部分が大いにあるかと思っています。どの工事をするにしても、ダンプが1日に何十台</p>

も通ったり騒音がしたりするわけですから、そういった意味の直接的な被害を受ける、迷惑がかかるという意味で言えば、地元対策としての説明会なり聴取会というのが私は必要だと思いますので、先ほど當座さんが中央公民館でと言われましたけれども、それはそれで必要なことかもしれませんけれども、地元の人たちに、ダンプが何台も通る可能性があるのだけど、どうだろうかとか、そういうことも含めて聞いていくべきではないかと思います。

岡村委員長　　ということで、できる限り地元の特に利害関係の強い方は出席が可能な状況で行いたいと思いますけれども、具体的に考えると、やるとするならば、これは土日の午後ぐらいしか考えられないですね。じゃあ、そういうことで、事務局の方で委員の皆さん方の日程を至急お伺いして、かつ会場の確保等も検討していただいて、そういう方向で考えていただくということによろしいでしょうか。1月の上旬だとして、会場がとれなかったら、中旬とかそういうことになるかもしれませんが、ともあれ、我々が最終的に案を決定する前にそういう機会を設けることは必要かと思いますので。

山仲部長　　今委員長が整理していただいたとおりでいいと思います。ですから、次回27日を予定していますけれども、そのときにハイブリッド案をここで確認いただいて、そして地元での、これは会議じゃなしに、この委員会として意思形成をしていただく、対策案を練っていただくための過程として、そういう場を持ってもらう。運営も委員会がやっていただくということによろしいでしょうか。

岡村委員長　　はい。ただし、説明は事務局の方でお願いします。

山仲部長　　必要な説明は、事務局なり、委員の提案であればそれぞれの方からやっていただくということで、ねらいは対策工を策定するに当たっての場ということによろしいですね。

岡村委員長　　住民の意見を聴取すると。

では、そういうことで、今問題にしておりました対策工法の案について、それ以外に何か案とか、こういうことを考えた方がいいのではないだろうかというのはございませんでしょうか。

乾澤委員　　先ほど當座委員の方から出ていたのですけれども、廃止基準をクリアしていくという考え方はA案と委員三者案(3委員提出案)だけなのか。あと、B案、C案といったものも廃止基準を視野に入れた考え方なのか。廃止基準とこの案についてお教えいただければと思います。

上田室長　　廃止基準をクリアするというのは、すべての案に入っております。ただ、いつ廃止基準をクリアできるかという時期的な課題は残っていると思いますが、すべて入っております。

岡村委員長　　議題(3)について、ほかに何かございませんでしょうか。

田村委員　　今の意見に対してですが、それであれば、B案、C案というのは710,000 m³あるわけですね。B案、C案はそのままにして対応策をやっていくのですよね。先ほど當座さんも言われましたけれども、400,000 m³ではなくて710,000 m³、既にオーバーが発覚しているのに、それを追認の追認をして認めた中でやっていくのかということです。例えば、30年後に、もうガスも出なくなったので廃止をし

まずと言ったときに、残りの 300,000 m³ ぐらいは取り除くのかという話なのです。要するに、今の許可というのは、追認があったとして 410,000 m³ ぐらいあるわけでしょう。ところが、現実として 700,000 m³ を超えているわけですから、もとに戻すという部分については、我々は少なくとも 420,000m³ というように思っているのですけれども。

山仲部長

田村先生は議員をしておられるので、法律の話は何回もしていますから、する必要はないのですが、今回は設置者が破産していると。代執行を前提にして今改善をしているということで、何をやるかということ、生活環境保全上の支障を取り除くという対策をした上で、時間はかかりますけれども、最終的には水質とかがよくなって廃止できるだろうということです。ですから、だれが 720,000 m³ になっている差を取り除くかという議論は、現時点では視野に入っていないのです。あえてそれを代執行でやるというお考えをさせていただいているわけですか。

田村委員

710,000 m³ になるまで、だれが管理監督をしていたのかという話なのです。要するに、管理監督ができていなかったから 710,000 m³ になったわけでしょう。ということをお前は言いたいのです。

山仲部長

ずっとすれ違っているのです。確かにそこは問題があるのです。それは今行政検証の中でやっています。ただ、廃棄物の許可としての扱いではなしに、ここの議論は今言ったようなことなので、じゃあ代執行でやれるかということ、制度的には代執行ではできないです。別途ほかに方法を考えないといけないので、もしご提案があるのであればお出しいただきたいと思います。

早川委員

A 案と我々 3 人の案は、全量撤去しますから、一応許可容量に戻しますよね。我々の案だと半分と見ていますから、720,000 m³ の半分だったら十分許可容量に入りますね。だから、A 案の場合は視野には入っているのです。そこを誤解のないようにお願いします。

當座委員

平成 10 年に、計画を超えて廃棄物を入れて 410,000 m³ になってしまっている。それを、あのときは R D 社がありましたから、R D 社に是正命令をかけた。R D 社が 410,000 m³ を処分場に置いておけるような形で計画を出し直して、それを県は許可しているという形ですよ。だから、あのときに、許可容量オーバーとわかったときに、R D 社に出させるのかどうかということをお県も検討されているわけですよ。

今回にしても、本来は 410,000 m³ しか許可していないのに、それ以上のものが入って、今約 720,000 m³ になっている。そうしたら、今代執行できないとおっしゃいましたけれども、一応命令は出されるわけですよ。R D 社はないですけれども、代執行される場合でも、責任者に対してこうしなさいと。その命令した相手ができないということであれば、県の方が代執行しますよという形になると思うので、720,000 m³ 入っているのを 410,000 m³ にしなさいという命令が出せないことはないと思うのです。さっき代執行できませんとおっしゃいましたけれども、この 720,000 m³ は栗東のごみだけじゃないわけですよ。県外からもありますし、県内のいろんな市町から入ってきているごみによって、その中に含まれている有害物によって、私たちはずっとこういう思いというか、この問題を抱

えてここまで来ているので、先ほども話が出ていましたけれども、そういう有害なものは除去してほしい。あそこは、あくまで4品目だけ許可された安定型処分場であって、そういう状態に戻していただくことで初めてあそこを廃止できるということになると思います。

B案とC案に廃止基準をクリアできるということを含んでいますよとおっしゃいますけれども、何年かかるのかわからないと。何年かかるかわからないと言われて、この案でいいですよというのはちょっと言えませんし、有害なものを出していただいて、廃止基準、浸透水、地下水の基準をオーバーしているものがその基準をクリアできるように、実際に今処分場にある廃棄物土という有害なものを出していただくことでクリアできるという方向の物の考え方をすれば、一番初めのA案か3人で出している案しか私はないように見えるのですけれども、それ以外の案は、お金がかかるという部分では、全量撤去なり50%の撤去という形の案というのは、もう少し何とかならないのかなという部分もあるので、そこら辺の対策というのを具体的にもうちょっと考える必要があるのかなと思っています。

岡村委員長

今の問題は、最終的に我々が決めるべき問題だろうと思いますし、業者がそういうことをして原状回復をしなければいけないということと、業者ができない場合に県がかわってそれを全部やるべきだということになるかどうかは、また違った問題だろうと思います。だから、このあたりは、やっぱり検証委員会の結果とか、あるいは今後の調査の結果とか、そういうものを見てみないことには決められないだろうと私個人は思います。

ということで、この対策工法についてはよろしいですか。

勝見委員

少し技術的な細かいことになるかもしれないのですが、委員3人の方から出されている案は、A案と同じように、まず掘削をします。それにもかかわらず費用が非常に安いということで、非常に興味を持って見ているのですが、先ほど樋口先生もおっしゃったテントの問題、それからこれは20mを一気に掘削するということなので、20mの廃棄物の斜面をつくるようなことになると思うのですが、いわゆる普通の山でも地すべりが起こります。私はやっていないのですが、我々の研究の仲間ですと、こういう廃棄物の地盤にどれぐらい地耐力があるかとか、いろんな実験をやったりされている方もいるのですが、なかなか一筋縄ではいかなくて、それが安定かどうかという評価をするのが難しいと。もちろんうまくいっているところもあって、東京港の海面埋立処分場ですと、廃棄物を何十m盛っていて、そこは非常に切り立った崖のようになって、それでも安定だということもあるんですが、ここは何が埋まっているかわからないという前提で、20mというものにこだわらないといけないのか。もうちょっとそこを柔軟に考えて、安全に掘っていくようなことを考えていただいた方がいいのではないかと思います。

それからもう1点は、関連するのですが、大型テントです。地耐力だけの問題ではなくて、大型テントで、45度で掘ったとしても、150m×100mの面積を掘ったといっても、一番底面では110m×60mぐらいにしかならなくて、結局大

きなテントの面積の3分の1しか掘れていないということです。そう考えると、順番に20mずつ掘っていきますよといっても、掘れているところは真ん中だけで、あとは残っていて、また残った山になっているところを掘りにいかないといけない。そうすると、その山になって残ったところにどうテントを張るのか。このテントというのは、雨水の浸透防止と悪臭の飛散防止だと思えるのですけれども、掘っている下の部分から悪臭が漏れていってしまうということもあってはいけませんし、必ずしもフラットな面にいつもテントが置けるわけではなくて、4面あった1面はもう20m掘ってあると。あるいは、2面が20m掘れているところにテントを建てないといけないということがあります。私は土木の人間ですので、私が何か考えないといけないのかもしれませんが、ちょっと何か工夫が必要なのかなということを思っています。

梶山委員

テントの問題については、おっしゃるような問題が多分いろいろあるとは思っています。ただ、これは県の方で調べていただいた150m×100m、既存のテントの中で大型のものを使うところなるだろうという一つの想定です。ですから、一番大型を使って掘る場合に、平らなところに置けないのではないかという場合には、先ほどから話が出ていますが、ブロックをもっと細かく分けるという対処は十分可能ではないかと思っています。

樋口先生の方からもお話がありましたが、この6ブロックというのは一つのシミュレーション的なものでありまして、当然、この工法を具体化する段階では、どれぐらいに分けたら適切かというのは再検討して、今先生がおっしゃったようなことも全部含めて再検討した上で決めていくということになるかと思えます。

當座委員

ちょっとわからないことがあるので教えていただきたいのですけれども、遮水壁に関して、ソイルセメントの耐久年数が50年程度もつだろうということで、資料4の18ページに、先ほど説明していただいたみたいに、土木研究センターの方からのデータが出ていますけれども、これは27年経過してこういう状態ですよというデータなのですね。50年たったときにどうだというデータはあるのですか。

それと、ソイルセメントの遮水壁の工法で、福島県いわき市の方で実際にされているということが載っているのですけれども、これはいつごろされて、どういう状態にあるのかというか、詳しいことがわかるような資料があれば、また後でいただきたいと思っています。

あと、遮水壁というのが私はよくわからないのですけれども、ソイルセメントみたいなものを入れていくという説明でしたけれども、1本入れて、その隣にもう1本打ったときに、初めに打った部分は固まってしまっていますよね。こっちへ新たにどろどろしたものを入れていったときに、ここはきちっと接着されて水が出ないようにするようなイメージを持っているのですけれども、そうじゃないのかどうかというのがよくわからないので、遮水壁をすれば大丈夫ですよというように説明に聞こえてくるのですけれども、果たしてそれでとまるのかどうかというか、漏れるということもあるのですよということを含んで説明されているのか、そこら辺を詳しくお尋ねしたいと思っています。

谷本主査

今の質問に答えさせていただきます。

資料4の18ページですけれども、これは土木研究所が平成16年に、恐らく既存の地盤でできているソイルセメントについて、当初の強度と経過後の強度を一軸圧縮試験で出したデータだというように考えられます。通常、ソイルセメントというものはアルカリを呈しておりまして、強度が増しているということは、まだ健全な状態であるということの判断が示されているということでございます。27年たった状態であっても、まだ健全な状態にあるということを示させていただいているグラフです。ですから、50年という想定が適正かどうかというのはあれですけれども、一般的にその前の方のRC構造物等と余り変わりのない性状等を示しておりますので、50年という判断を今現在ではしているということがまず1点です。

それと、施工方法のお話で、1本打って、隣にまた杭を立てていくという話をされているわけですけれども、ソイルセメントの壁のつくり方というのは、今當座さんがおっしゃったような柱列式、柱を立てていくような築造方法と、あと等厚壁式といいまして、簡単に言ってしまうと、土の中をチェーンソーのような機械で掘っていくという2つのやり方があります。事務局として今考えさせていただいておりますのは、柱列式ではなくて等厚壁式、チェーンソーで土の中を攪拌しながらセメントをまぜていくというようなものを考えております。そういうものですと、深度にもよるのですけれども、1日当たり大体4～5mの施工が可能でして、その前日との部分のところにつきましては、ラップさせるといいですか、同じ機械をもう一度動かしながらやっていくということで、ほぼ均質な材料の壁ができるというように考えております。

當座委員

今おっしゃった方法というのは、ここに載っているのですか。どれに当たるのですか。壁をつくっていくという方法は、23ページにはありますか。

谷本主査

そこまではまだ書いておりませんが、以前の資料の中には、壁の築造方法等についても添付させていただいておりますので、そちらを見ていただければと思いますし、以前梶山委員の方からも、TRDという工法について簡単な概略の資料は確かおつけになっていると思いますので、それを見ていただければ、施工方法の概要等についてはわかっていたのではないかと考えております。

當座委員

いわき市の方の事例というのは、どのような。

谷本主査

特に調べてはおりませんが、施工実績があるというだけでして、それ以上のデータは恐らく出てこないかと思っております。

當座委員

何年ぐらい前にされているのですか。

谷本主査

ですから、それは調べていないのでわかりません。済みません。

勝見委員

等厚式と柱列式とあるということで、私も土木の人間ですから、その辺はよくわかるのですけれども、等厚式というのは、チェーンソーみたいなものを地盤の中に入れて掘りながら、まぜながら横に進んでいくということなので、今まぜているところが固まらないうちに、どんどん、どんどん次に行っていると。あと、地層はいろんな土がありますから、その土によって遮水の能力というのは変わってくるのですけれども、柱列式は上からぐりぐりと回していく。だから、1mの深さ、5mの深さ、10mの深さ、その深さの地層、地質によって遮水の能力が影

響されますけれども、今の等厚式というのは、全部ひっくり回して、まぜて、チェーンソーみたいなのをやりますので、そういう意味で、おっしゃったように均一な壁が深さ方向にも横方向にもできるということです。

当座委員 それは、深さ 20m でざっといくということですか。

勝見委員 20m だったら、20m でいくと。

当座委員 できるということなのですか。

勝見委員 はい。それは、施工の機械のチェーンソーの腕の長さが届くところまでということになりますので、基本的には今おっしゃったような形で、一応一様な均質なものができるといことです。

当座委員 2 m50cm ぐらい根付けするということになっているという説明がありましたけれども、それも含めてチェーンソーで切りながらということですか。

勝見委員 もちろん根に入った部分まで含めてということですが、ただ、1つ問題があって、それは基本的に平地でやるのです。実は私、1回目の委員会に出ておりませんので、現場の周囲をよく把握していないのですけれども、この現場は標高差がありますよね。そうなりますと、ある程度フラットな面をつくって、そこは等厚式でやって、等厚式でできないところを柱列式でやるというような組み合わせをひょっとしたらしないといけないのかもしれないと思っています。リスクが大きいのは、今解析でぐるり全周に地中壁をやると。それは、A案でもB案でも委員の先生方3人がつくられた案でもそうなのですが、めりはりをつけて、下流側から固いものを持たせないといけませんから、その部分はできるだけ均一なものをつくって、上流側は、ちょっと起伏があれば、そちら側を柱列式にする。そういうめりはりをつけて対応することは可能ではないかと思えます。

当座委員 柱列式の場合は、すき間はあくものなのですか。

勝見委員 すき間はあかないと思うのですが、思うと言うと非常に中途半端なのですが、一回固まったものとラップさせて、ちょっと削りながら入れていますので、固まっている時期が違うということになると、やっぱり違う面ができていますよね。その面が、横から力がかかっていると、引っ張りを受けるようなことになると、どこが弱くなるかと言われたときに、ちょっと弱い可能性が出てくるのではないですかということがあるのと、その部分のラップが十分できていたらいいですが、ラップが薄くなって、層の厚さという点で稼げなくなるという問題が出てくると思います。

岡村委員長 もう時間が時間ですので、議題(1)(2)を含めて、あと1人が2人ということ。

梶山委員 今回のソイルセメントの問題ですが、均質だということ自体にも私はちょっと疑問を持ってまして、簡単に言えば、地層の中には礫もあるし、地下水の豊富な部分もあるし、そういうところでセメントをまぜながら、かきまぜていくと。本当に均質になるかというのは、必ずしもそう言えないのではないかと、ケース・バイ・ケースではないかと思っています。

それから、資料4の18ページにある図ですが、これはあくまでも軸圧強度で見ているわけで、軸圧強度と水漏れの問題はイコールではないわけです。通常のコ

- ソクリート構造物でも必ず水漏れが起きるということを考えると、ソイルセメントはもっと脆弱なものだというように私自身は理解していますから、水漏れは当然あるという前提で考えなくてはいけないのではないかと。
- それから現在、等厚式でやったソイルセメントが実際に漏れるかどうかということで、茨城県の竜ヶ崎で私ども裁判をやっていまして、5年ぐらいいか経っていないのですが、私どもがデータを見る限り確実に漏れている。ですからこれは本当の意味で恒久対策にはなり得ないものではないかと私自身は思っています。
- 早川委員 話を少し戻しますが、2点、1つは感想、1つは質問です。
- 処分場の地盤の安定性の問題ですけれども、あそこの処分場に高さ20mぐらいのガス化溶融炉があったのです。基礎は何も打っていませんでしたが、それは非常に問題ではないかというふうに言ったら、当時県は大丈夫だと、何ら問題はないと言って設置を許可したのを思い出しました。だから、テントの話は違和感を持ちながら聞いていました。これは感想です。
- 質問は、今後地元の方で説明をする際に質問も出るだろうし、確認をしておくべきだと思って申し上げるのですが、先ほど上田室長は、B案もC案も処分場の廃止をするということを織り込んだ案だということにおっしゃいました。その場合、B案、C案だと何年後には廃止されるというような考え方をとっているのか。それがわからないとトータルコストがわかりませんから、それをはっきりさせていただきたいのですが、お答えください。
- 上田室長 私、先ほども、B案の中での水処理施設の運転は、とりあえず5年を単位にして計算していて、わかりませんと申し上げています。できるだけ早くしたいと。ただ、処分場は、廃棄物が雨水で洗われて水処理するということは安定化につながるものだろうという意味合いの中で申し上げたものでございます。
- 早川委員 といいますと、B案、C案の場合は最低5年、それ以上何年かかるかわからないという案であるというように考えてよろしいですね。
- 上田室長 具体的に何年であるというのは、これからもう少し検討したいと思っております。ただ、それがどういう形になるか。私どもは、どっちにしても水処理施設を動かす必要があるわけですけれども、その水処理施設をいかほどの期間動かさないといけないのかというのは皆さん注目の的だと思いますので、また専門家のご意見もお伺いしながら、それにお答えできるようなことを検討していきたいと思っております。
- 谷本主査 それと、ガス化溶融炉の基礎の件について先生おっしゃったのですけれども、あれは建築基礎ができておりまして、在来地盤に届いております。
- 早川委員 それは建屋です。機械そのものに関しては必要ないというように僕は中村さんから聞いています。
- 中村主席参事 個人名が出ましたので。その分については、正直申しまして記憶がないのですけれども。
- 尾崎委員 今日お配りの資料1の8ページ、9ページぐらいに、A案とか委員三者案（3委員提出案）とか書いてあるところの部分ですが、そのイニシャルコストで、額は小さいんですけれども、A案と委員三者案（3委員提出案）焼却炉撤去1億

(2)
その他

谷本主査

7,680万円というのが見えます。ところが、1枚めくりますと、焼却灰洗浄除去、同じく1億7,680万円と。これは正しいのでしょうか。A案あるいは委員三者案(3委員提出案)だけに焼却炉撤去があって、そのほかは洗浄ということで、額も含めて大丈夫ですか。確認をお願いします。

もう一度確認はさせていただきます。特にA案と委員三者案(3委員提出案)につきましては、既存建築物の撤去料等については今現在含んでおりません。それは確実に言えますので、もう一度確認しまして、きっちりした記載にさせていただきます。

岡村委員長

もう時間が時間ですので、議題(1)から(3)についてはこれまでとしたいと思います。

議題(4)ですけれども、委員からの資料提供ということで、當座委員と早川委員から資料提供が行われております。早川委員はもうよろしいですね。じゃあ、當座委員、説明をお願いいたします。

當座委員

ホッチキスでとめた提供資料 と、あと降水量と地下水位の関係(滋賀県 no.8 井戸)という1枚物についてお話しさせていただきます。

ホッチキスでとめた資料の方ですけれども、これは以前出させていただいたみたい、先ほどもお話しさせていただいた廃止基準に関して、廃止基準というのはどういうことなのかということが書かれたものです。これがきちっとクリアできるように、そして有害なものを除去していただいて安全になるように、最終的にはあそこの跡地が利用できるような対策をとっていただけたらなという思いです。

その後ろにつけさせていただいているのは、當座メモ、とあるのですけれども、の方は、VOCの検出状況ということで、今までの調査で、この処分場に、ベンゼンとかシス-1,2-ジクロロエチレンとか、どういうVOCがどの地点でどのぐらいの深さで出てきたのかということ、1枚で見られたらわかっていただきやすいかなと思ってまとめさせていただきました。総水銀の方とダイオキシン類の方もそうなのですが、ダイオキシン類の方がまだ十分まとめ切れていない状態で、ちょっと中途半端な状態になっているのですけれども、この追加調査で浸透水、地下水の方からダイオキシン類が随分検出されていますし、有害なものがあれば除去しますと県が当初から住民に言っておられたことをきちっとこの対策にも組み込んでしていただけたらなと思っています。

それと、1枚物の紙ですけれども、これは資料1の3ページの浸透水の水位に関して書かれているところです。3つ目のところで、「継続監視の結果から季節変動は最大2~3mであるが、1カ月の継続監視の結果からは降雨の影響を受けずほぼ一定である」ということが書かれているのですけれども、専門部会でもこの話がなされたときに、横山先生はもう退席されましたけれども、横山先生の方から、市の方が水位の測定をしているから、その結果を見てください、たしか変動があったはずですよということをおられて、その後そのままになっていたのです。ちょっと私の方で調べたところ、もう今は撤去されていないのですけれども、県No.8の井戸のところ、雨が降ったときにどういように水位が上がるの

かということで、7月22日から8月31日のこれを見ていただいたらわかると思うのですが、2回のピークがあるということ指摘されていましたが、そのことを踏まえてここは直していただけたらいいなと思って、この資料を提出させていただきました。

最後に一言。先ほど遮水工のところでは等厚式の方法を考えているというお話だったので、どこでそういうのが実際にされているのかとかいう詳しいことの資料なりがあれば、また後でいただきたいと思うのですが、よろしくお願ひします。

岡村委員長
谷本主査

今の当座委員のご説明に対して何かご意見、ご質問ございましたら。

等厚式の遮水壁ですけれども、どのような事例で。というのは、今回遮水壁という形でソイルセメントを出しているわけですけれども、本来ソイルセメントの壁というのは土留めとかにも用いられる工法でして、あくまで遮水壁としての実績をということでよろしいでしょうか。いつつくったとか詳しい状況まで調べられるかどうか、その辺については今即答できませんし、どの辺までのデータを委員の方が欲しておられるのかもわかりませんので、一度調べまして、当座委員の方に確認しまして、また委員会とかの中で資料を出させていただくということでよろしいでしょうか。

当座委員
岡村委員長

はい、お願ひします。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、本日予定しておりました議事は以上ですけれども、その他全般について何かご意見、ご質問ございましたらお願ひいたします。よろしいですか。

それでは、特にないようですので、これで本日の第9回対策委員会を終了させていただきますけれども、事務局については、委員の意見等を踏まえまして、次回の第10回、それから次の住民の意見を聴取するのが多分11回ですね、この準備をお願ひいたします。

それで、これはさっき言いましたけれども、この日程調整連絡表を使えばいいですかね。考えられるのは、住民の意見聴取を行うとすれば、恐らく土日の午後しかないと思うのですが、それでいくと、ここに加えられるのは、1月5日土曜日の午後、1月6日日曜日の午後、1月12日土曜日の午後、1月13日日曜日の午後というのを付け加えていただいて、ご都合を書いていただければ、ここにおられる委員の方についてはそれでいけるとお思いますけれども、そういうことでよろしいですか。

上田室長

それで、住民説明会で、先ほどご意見をいただいたのですが、ちょっと確認をさせていただきたいところがございまして、その住民説明会につきましては、一番隣接が北尾団地自治会でございます。その反対側が上向自治会でございます。その下流側の経堂池を管理しているのが小野自治会という団体ですけれども、その3団体が出席してもらえというような条件というのですか、そういう形で。

岡村委員長

その3団体を中心に、広く住民の方に参加していただくと。別に参加者に限定はつけません。

上田室長

県からは声をかけさせていただくという形でよろしいですね。

岡村委員長	はい。できる限り広く参加していただけるようにPRを行ったり。
上田室長	ということで、ご案内をさせていただくという形と。
岡村委員長	はい。
上田室長	それと、場所は栗東市内ということで、先ほど當座委員からもありましたけれども、中央公民館とかそういうところを用意させていただいたらと。 あと、時期については今委員長におっしゃっていただきましたが、内容につきましては、また次の委員会の中でご議論いただくということで整理させていただいてよろしいですか。
岡村委員長	はい。
竹口委員	隣接している自治会ということで、中浮気はどうなるのですか。
上田室長	済みません。中浮気ももちろん声をかけます。声をさせていただくのですけれども、特に隣接のところに絶対出てきてほしいということと、声をかけて出てきてほしいのですけれども、声をかけさせていただいて、開催させていただけるかどうかを確認できたらと。
竹口委員	何か聞いていると、中浮気は隣接していないような言い方だけど。
岡村委員長	そうではないと思います。 ということで、申しわけございませんけれども、今出席しておられる委員の方につきましては、日程調整連絡表に1月5日土曜日、6日日曜日、12日土曜日、13日日曜日を加えて、予定を事務局の方にご連絡くださいますようお願いいたします。
上田室長	この後、事務局から事務連絡がありましたらお願いいたします。 資料1で先ほど私説明させていただきましたけれども、生活環境保全上の支障から対策工についてのご意見を、今日もいただきましたけれども、改めてまたご照会をさせていただいて、整理をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
梶山委員	これは、書き込んでくれということですか。
上田室長	書き込んでいただきますと、27日の資料のときに整理させていただけますし、当日また言っていただいても結構だと思いますけれども、あらかじめ書いていただけると、私どもの方で整理させていただけるというように思っております。
梶山委員	そうすると、これはデータでもらった方がパソコンで書き込みやすいですね。
早川委員	ファイルでもらった方が書きやすいです。
上田室長	そういうようにさせていただきます。両方ともさせていただきます。文書もメールで送らせていただきます。
梶山委員	27日は何時からですか。
司会	27日は、午前中が皆さんの都合がよかったのですけれども。
岡村委員長	会場はどこでしたか。
司会	会場は同じ場所です。
岡村委員長	ここですか。
司会	はい。

3. 閉会	岡村委員長	じゃあ、ほかにございませんでしょうか。 それでは、皆さんよろしくお願いいたします。本日はどうもお忙しいところありがとうございました。
----------	-------	---

以 上